# 予算特別委員会

令和3年12月16日

葛 城 市 議 会

# 予算特別委員会

 開会及び閉会 令和3年12月16日(木) 午前9時30分 開会 午後2時33分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 増 田 順 弘 副委員長 規 杉本 訓 西川善浩 委 員 IJ 柴 田 三乃 梨 本 洪 珪 IJ 奥本佳史 IJ 松林謙司 IJ 谷 原 一 安 IJ

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議 長 川 村 優 子 議 員 横 井 晶 行 坂 本 剛 司 ッ 告 村 始 ッ 下 村 正 樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿古和彦 副市長 溝 尾 彰 人 教育長 椿本剛也 企画部長 吉川 正人 人事課長 和明 植田 人事課主幹 南 直美 企画政策課長 高 垣 倫 浩 総務部長 央 吉村 雅 総務部理事 匡 勝 米 田 総務財政課主幹 内 蔵 清 生活安全課長 竹 本 淳 逸 市民生活部長 前村芳安

新 澤 明 子 保険課長 クリーンセンター所長 白 澤 真 治 都市整備部長 松本 秀 樹 建設課長 安川 博 敏 保健福祉部長 英 森井敏 保健福祉部理事 也 錦 東 社会福祉課長 林 本 裕 明 長寿福祉課長 中井 智 恵 之 長寿福祉課主幹 谷 知 油 恵 こども未来創造部長 井 上 理 こども未来創造部理事 板橋 行 則 子育て福祉課長 浩 吉村 尚 忠 教育部長 吉井 子 教育委員会理事 西川育 教育総務課長 村田真 也 学校教育課長 勝 美 眞 由 文 子 学校給食センター所長中 上下水道部長 陽 井 邑 下水道課長 西川 賢 水道課長 福森 伸 好

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長岩 永 睦 治書 記吉 田 賢 二" 高 松 和 弘" 福 原 有 美

#### 7. 付 議 事 件(付託議案の審査)

議第69号 令和3年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決について

議第70号 令和3年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について

議第71号 令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について

議第72号 令和3年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決について

議第73号 令和3年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について

議第74号 令和3年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)の議決について

## 開 会 午前9時30分

**増田委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会 を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日の予算特別委員会、早朝よりご参集を賜りましてありがとうございます。今回の補正予算につきましては、年度末を控えた関係の案件が主たるところでございます。また、注目をされております子育て世帯への給付金の問題も、今回、上程をされております。後ほど内容の説明もあるというふうに伺っておりますが、皆さん方の慎重な審議、よろしくお願いを申し上げておきます。

それでは、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、マイクに近づけてからご発言いただきますようお願いを申し上げておきます。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきま してもあまり人数が多くならないよう順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思います ので、委員各位にもご協力をお願い申し上げておきます。

抜けておりまして、委員外議員の傍聴でございます。坂本議員、吉村議員、横井議員、下 村議員、以上4名でございます。

ここで、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法等について確認をさせていただきたいと思います。

一般会計補正予算の審査方法についてでございます。委員会室に入れる理事者側の人数に も限りがございますので、提案説明につきましては、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で 説明を受けます。

次に、質疑につきましては、まず歳出の1款から2款までと、全ての款の人事課配当の人件費とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。2款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の3款とその歳出に関連する歳入及び第2表の債務負担行為補正について質疑を行います。次に、3款の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の4款から6款までとその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。6款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の7款から歳出の最後までとその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。そして、歳出の最後までの質疑終了後に一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。特別会計補正予算につきましては、これまでと同様に1議案ごとに歳出歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道と下水道の事業会計補正予算につきましては、歳入、歳出の順番で説明を受けますので、ご了承願います。

これまでのことにつきまして、何かご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、そのように委員会運営を行うことといたします。

それでは、議第69号、令和3年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決についてを議 題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米田総務部理事。

**米田総務部理事** 皆さん、おはようございます。総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願い いたします。

> それでは、ただいま上程となっております議第69号、令和3年度葛城市一般会計補正予算 (第4号) について、主な補正予算のご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,843万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億5,786万7,000円とするものでございます。第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正となってございます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の補正でございます。こちらは、将来にわたる債務を負う契約等を結ぶ際に予算でその上限額を定め、議会の議決を得て契約等に係る準備行為を進めていくものでございます。保育士派遣業務委託におきましては、期間は令和4年度、限度額は5,330万円でございます。

続いて、補正予算書の6ページをお願いいたします。第3表の地方債補正でございます。 上段1、追加でございます。児童措置事業で限度額は210万円でございます。下段2、変更 でございますが、児童館事業で補正前の限度額1億4,890万円に260万円を追加いたしまして、 補正後の限度額を1億5,150万円に変更するものでございます。また塵芥処理事業、尺土駅 前周辺整備事業、中学校施設整備事業におきましても、それぞれ限度額が追加となっており ます。臨時財政対策では、補正前の限度額6億5,000万円から7,340万円を減額いたしまして、 補正後の限度額を5億7,660万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、 償還の方法に変更はございません。

続きまして、10ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書より、各款の主な補正予算についてご説明申し上げます。

1款議会費、1項1目議会費で、補正額は377万5,000円の減額でございます。人件費の補正となってございます。

2款総務費でございます。1項1目一般管理費で、補正額は1,021万2,000円で、こちらも 人件費の補正でございます。

13ページに移っていただきまして、4項1目人権啓発費で、補正額は1,038万3,000円の減額で、こちらも人件費の補正となってございます。

続きまして、3款民生費でございます。1項1目社会福祉総務費で、補正額は1,123万5,000円で、人件費では476万5,000円、また14ページにございます生活困窮者自立支援事業で725万5,000円でございます。こちらは、令和2年度決算に基づく精算によりまして超過交付となった国庫負担金の返還金でございます。

続きまして、4目障害者福祉費で、補正額は1億8,401万3,000円、うち自立支援給付事業で1億5,296万4,000円、障害児通所給付事業で3,027万6,000円でございます。こちらは、扶助費の追加や令和2年度決算に基づく国庫・県負担金の返還金でございます。

15ページをお願いいたします。5目老人福祉費で、補正額は849万6,000円、うち老人福祉 事業で887万5,000円、こちらは市内の介護事業所が実施いたします施設整備に対する補助金 でございます。

16ページでございます。 2項1目児童福祉総務費で、補正額が5,236万1,000円、人件費では1,717万8,000円、また児童福祉総務事業で2,403万1,000円の補正でございます。こちらは、児童手当システムの改修委託料や、令和2年度決算に基づく国・県交付金の返還金等でございます。

17ページをお願いいたします。2目児童措置費で、補正額は4,355万6,000円、うち子どものための教育・保育給付事業で2,759万5,000円、また保育所等改修費等支援事業では1,500万円で、こちらは小規模保育事業所の整備に要する補助対象額の引上げに伴うものでございます。

18ページをお願いいたします。4目児童館費で、補正額は481万7,000円の減額で、人件費の補正でございます。

20ページをお願いいたします。9目子育て世帯臨時特別給付金事業費で、補正額は3億6,086万9,000円、うち子育て世帯臨時特別給付金事業(令和3年度)で3億5,582万9,000円で、こちらは国の施策に伴う子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でございます。18歳以下、1人当たり現金5万円の給付を行うものでございます。

22ページをお願いいたします。4款衛生費でございます。1項2目予防費で、補正額は9,337万4,000円で、うち人件費では1,050万円、また新型コロナウイルスワクチン接種事業で8,193万9,000円でございます。新型コロナウイルスワクチン3回目の接種費用等でございます。

24ページをお願いいたします。2項2目塵芥処理費で、補正額は792万3,000円でございます。可燃ごみ処理事業で260万円の減額、また資源ごみ収集事業では1,090万6,000円で、高速回転式破砕機の修繕に伴うものでございます。

25ページをお願いいたします。 5 款農林商工費でございます。こちら 5 款につきましては、 全てが人件費の補正となってございます。

27ページから28ページにかけてでございます。6款土木費、2項3目尺土駅前周辺整備事業費で、補正額が2,649万3,000円でございます。尺土駅前周辺整備事業で2,500万円、こちらは橋梁に係る工事請負費の追加となってございます。

30ページをお願いいたします。7款消防費でございます。1項4目災害対策費で、補正額は126万円でございます。防災対策事業で、県急傾斜地崩壊対策事業負担金の追加となってございます。

続きまして、8款教育費、1項2目事務局費で、補正額は281万円の減額でございます。 人件費で385万2,000円の追加、また学校給食特別会計への繰出金で716万4,000円の減額とな ってございます。

31ページから32ページにかけてでございます。こちらは、3項1目学校管理費で、補正額は426万7,000円でございます。中学校運営事業で167万7,000円、また中学校管理事業で256万9,000円、こちらは来年度入学予定の生徒に対する受入れ環境を整備するものでございます。

33ページから36ページにかけてでございます。5項1目社会教育総務費で、補正額は674万1,000円の減額、4目公民館費で補正額は639万4,000円の減額、7目図書館費では、補正額は533万2,000円の減額、8目歴史博物館費で補正額は1,508万3,000円の減額、うち人件費では1,529万円の減額でございます。また、6項2目体育施設費で、補正額は490万7,000円の減額となってございまして、それぞれが人件費の減額となってございます。なお、人件費補正につきましては、37ページから39ページに補正予算給与費明細書を添付させていただいております。

続きまして、歳入に移らせていただきます。事項別明細書の7ページをお願いいたします。10款地方交付税、1項1目地方交付税で、補正額が2億1,088万5,000円の追加となってございます。14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金で、補正額が7,535万3,000円で、こちらは障害者自立支援給付費負担金等の追加でございます。また、2目衛生費国庫負担金では、補正額が3,087万1,000円で、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加でございます。2項2目民生費国庫補助金では、補正額が3億8,842万9,000円で、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金及び事務費補助金等でございます。3目衛生費国庫補助金では、補正額が6,213万円で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加でございます。

8ページをお願いいたします。15款県支出金、1項1目民生費県負担金では、補正額が3,767万6,000円、こちらは障害者自立支援給付費負担金等の追加でございます。16款財産収入、2項1目物品売払収入では、補正額が200万円でございます。公用車3台の売払いによる収入となってございます。17款寄附金、1項5目総務費寄附金では、補正額が250万円で、こちらはリコージャパン株式会社から企業版ふるさと納税制度による寄附を受けるものでございます。20款諸収入、3項3目過年度収入では、補正額が530万7,000円でございます。令和2年度の実績に基づく精算による補助金等の追加分となってございます。

9ページをお願いいたします。21款市債でございます。1項3目衛生債では、補正額が650万円の追加、5目土木債では、尺土駅前周辺整備事業債で1,880万円の追加、9目臨時財政対策債では7,340万円を減額するものでございます。

以上で本補正予算につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。まず歳出の1款から2款までと 全ての款の人事課配当分の人件費とその歳出に関連する歳入の部分についての質疑を行いま す。質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願いします。それでは、質問いたします。

ページ数で言いますと、11ページになります。2款総務費、1項9目企画費の中のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業ということで、新たにパートタイムの方を会計年度任用職員として、これは新規で充てられるということなのかなと思うんですが、どういう事業として行われようとしているのかということについてお伺いいたします。

併せて8ページの歳入のほうですけれど、関連してになりますけれども、先ほど説明がありましたリコージャパン株式会社のほうから寄附があったということで、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金となっておりますけれども、このまち・ひと・しごと創生寄附活用事業とありますけれど、この事業についてどのようなものなのか。その寄附金、これはどういうふうな形で寄附されるのか。ふるさと納税みたいなこととはまた別なのか、どういう形なのか。また使途が限られているとかいろいろあろうかと思うんですが、その性質についてお伺いいたします。

#### 增田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業についてのまずご説明をさせていただきます。この事業につきましては、企業版ふるさと納税人材派遣型を活用した事業でございます。令和2年度に新設されまして、企業の人材が寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合、人件費を含む事業費への寄附により、法人関係税の税が軽減されることができるという制度でございます。なお、この寄附金についてなんですけども、250万円の寄付金を今回歳入として上げさせていただいておりますが、これにつきましては、葛城市の地方創生に係る事業に対しまして、葛城市の地方創生の葛城市地域再生計画いうのがございまして、これに該当する事業に寄附をいただいて充てるものでございます。それにつきましては、葛城市企業版ふるさと納税の要綱がございまして、その要綱に基づきましてリコージャパン株式会社からご寄附いただきまして寄附を受けるという流れになるものでございます。

あと、会計年度任用職員につきましては、すみません、漏れてまして、葛城市の会計年度 の任用職員採用規定に基づきまして、葛城市から報酬として派遣職員に支払う形になります。 その人件費につきましてはリコージャパン株式会社から寄附されますので、市としての持ち 出しにはならないということでございます。

以上でございます。

#### 增田委員長 谷原委員。

**谷原委員** 分かりました。人材として派遣されると、その派遣については市としてこの予算には上がってるけれども、その分は寄附金としていただいている歳入のところから充てるということでありました。よく分かりました。

もう一つちょっと突っ込んだ質問なんですけども、リコージャパン株式会社というのは、 葛城市内にその会社、支社とかがあって、それで寄附されているのか、またその派遣の内容 で要綱があるというふうにおっしゃいましたけども、今回についてはどのような事業、具体 的に企業の人材ということですから、それなりの専門的な知識とかその分野について様々い ろいろなことの知識、能力もおありだと思うんですけど、そういうことを生かすことかなと 思うんですが、それがどういうふうな形でやられようとしているのかということについてお 伺いします。

それからもう一つは、250万円ほどの寄附というふうになっているんですけれども、この 11ページの歳出のほうでは、先ほど言いました9目の企画費の中では、その他で150万円と いうふうになってますから、この差額はどこへ行ったのかなということでお聞きしたいと思 います。

#### 增田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの谷原委員のご質問、まずリコージャパン株式会社につきましては、葛城市内で 事業所はございません。

それで、具体的に今回、派遣していただく職員に何をしてもらうのかということについてご説明させていただきます。現在、葛城市ではスマート自治体を実現するために、新たな庁内のIT化ニーズに対応した住民サービスの在り方を検証しておるところでございます。それで、今回、リコージャパン株式会社の人材をDX推進員として市で任用いたしまして、住民サービスの開発のために、専門的な知識を持った民間の視点からICTを活用した地域課題の解決を目指して職員の支援を行ってもらっております。具体的に市民向けのサービスといたしましては、現在、當麻庁舎再編で総合窓口の設置など進めておりますが、その総合窓口での手続業務への対応、また健康増進課では健診等の予約について、オンライン化等、ICTを活用した対応を現在進めております。そのほかには、確定申告などの来庁予約や学童保育所の申込み、また子ども会などの協議会へのクイズなんかもオンラインでできるなど、そのようなことについて現在、職員と相談してもらいながら進めております。また、内部の事務につきましても、例えば公用車管理や物品の出庫管理などにもできないかということで、現在進めておる状況でございます。

それで、あと寄附金ですよね。寄附金の使い道につきましては、先ほども申しましたように、葛城市の地方創生に係る地域再生計画に係る部分に充てるということで、まず今回、人件費としておおよそですけど100万円ぐらいを見ております。その残り部分の150万円につきましては、葛城市が現在進めております移住促進施策や子どもの子育て支援に関する事業など、リコージャパン株式会社と協議を行いまして、そのような事業で具体的に充てると。1つ目としては子どもの医療費助成、また空き家の解体の補助金、また観光に関する事業などに充当する予定でございます。

以上です。

#### 增田委員長 谷原委員。

谷原委員 言いっぱなしになりますけれども、今、自治体でもDXということで、できるだけスマートフォンも通じていろんな申込みができたりと、確定申告のほうもそうですけれども、先ほどおっしゃったような業務内容について、民間企業のほうがある意味ではそういうところで

はノウハウがあって、ぜひリコージャパン株式会社としても行政のほうにいろんなところで 支援をさせていただきたいということだろうと思います。私はそれはそれとして寄附であり ますし、負担がない中で利便性が高まっていくいうのはいいことだと思うんですけれども、 私が懸念してるのは、これは業者の方、リコージャパン株式会社ということですから、やっ ぱりそういう分野のお仕事もされているわけで、その点では入札とかその他の面について癒 着ということがないように、今後の入札等におきましてそういうことが疑われることがない ように、純粋に企業の方々が、行政に入ってやること自体が一つの企業にとってもメリット になるわけで、そこら辺から考えても、寄附ということでやられるということも併せて、双 方利益あることは間違いないことなので、これが大きな入札に関わるようなことがないよう に、それだけご意見を申し上げておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 おはようございます。よろしくお願いします。

今の谷原委員の質問の関連で、企業版ふるさと納税について、私、前回の一般質問で提案させてもらって、形にしてもらったということで非常に嬉しく思っております。それと、なおかつこの人材派遣型を活用した形で自治体DXの推進員のその辺のノウハウを持った方というのは、ここに持っていっていただいたというのは、非常にこれなかなかうまくマッチングされてるなと思いました。それで、この企業版ふるさと納税なんですけども、今回、人材派遣型だけなんですけど、そもそもまちづくりに対する大きく地域再生の事業について、いろんなこういう企業からの応援の寄附がもらえるわけなんですけども、今現状、こういった事業で企業版ふるさと納税を募集していますという事業の計画がなされているのか、あるいは今後予定があるのか、そこだけ教えてください。

增田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。

奥本委員のご質問ですけども、現在のところ計画としては持ち合わせてないんですけど、 例えばですけど、奈良県と一緒になって企業版ふるさと納税の取組を協議会として進めてお る、またホームページにも募集してますよという形で企業の方に対してもお願いしておると いう状況で、これから進めていく形になると思います。

以上です。

增田委員長 奥本委員。

奥本委員 この制度はいろんなところに応用ができるんですよね。明日香村なんかは、その地域の伝統文化の維持のためにこういう寄附を募って実際に実現されてるという面もありますし、あるいはそういう観光対策にも使えて、企業ノウハウを使っていろいろ協力してできるとか、本当にいろいろ方法があるんです。なおかつ、普通のふるさと納税と違って、自治体がその返礼品を用意しなくていいという、ここが一番大きなメリットかなと。なおかつ寄附金は企業にとってもかなり大きな税控除を受けれるということで、これ知らない会社が多いんで、

どんどんアピールしていただいて、ただネックとなるのは市内に本社があると使えませんので、そこはだから市内の会社に向けたアピールじゃなくて、市外に向けてのアピールをもっとやっていただきたいと思います。これはお願いとして終わっておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、歳出の1款から2款までの質疑を終結いたします。 ここで職員の入替えを行っていただきます。

(理事者入替え)

**増田委員長** ここで事前にお知らせをさせていただきます。予算書の20ページ、子育て世帯臨時特別 給付金事業でございますけれども、この補正におきましては1人5万円の現金給付ということで上程をされております。本日のこの補正予算を本会議で採決をいたしますが、可決となった場合には即座に補正予算を提案すると理事者側よりお話がございました。本予算の審査 にも係る内容と聞いておりますので、市長のほうからこの給付金に関するご説明をまずいた だきたいと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。今回、上程しております子育て世帯臨時特別給付金事業、 これは令和3年度分として、国の施策によりまして18歳以下の皆様方に1人当たりまず5万 円を給付するという事業でございます。ただ、全体事業といたしましては、国の補正予算の ほうで、これもまだ予定ですけども、20日ないし21日に多分議決されるであろう補正予算の 中で、更に追加の5万円が、当初はクーポン券という形の給付を国のほうから指示を受けて いたところでございますので、今回まず上がっております補正予算につきましては、前段の 5万円の現金給付、それも年内での給付を目指しての今回の補正予算の上程でございました。 ただ、その全体の事業といたしまして、18歳以下の皆様に10万円の給付の部分については 大きくは変わってはないんですけども、その給付方法につきましては国の議論の中でかなり の変遷をたどっております。当初は、5万円は現金で、後に5万円はクーポン券でという指 示でございましたが、ある一定のところからは現金で当初5万円、その後、クーポンじゃな くて5万円でもいいですよという、それも一定の条件がかけられたというような報道でござ いました。そして、今現在はと申しますと、年内の一括10万円給付も可としますよという方 針が伝わってまいりました。文書として正式に伝わってまいりましたのは昨日でございます。 3つの方針がございまして、当初から国のほうの一番の方針である年内の5万円給付、それ とクーポンでの5万円給付。それと2つ目としては現金の年内5万円給付、それとクーポン 分の5万円も現金給付が可である。それと今回正式に連絡がありましたのは一括して10万円 の給付も可としますよということでございます。ただ、その10万円の給付に関しましては、 一定のまた条件がかけられております。ですので、その部分につきまして手続上の問題がご ざいますので、それはまた後ほど説明をさせていただけたらなと思います。

今回、上程をしておりますさきの当初お願いしておりました12月21日にできましたら給付をさせていただきたい、振込をさせていただきたいとお願いしておりました5万円について

のまずはご審議をいただきまして、後ほど先ほど委員長がおっしゃいましたように、これの 可決をいただきましたら、後に追加としての補正予算を上程させていただきたいと考えてお るところでございます。上程させていただく補正予算の内容といたしましては、葛城市とし ては一括をして10万円の現金給付を目指すための追加の補正予算の上程でございます。日程 等につきましては、またその後に説明をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

**増田委員長** よろしいですか。それでは、歳出の3款とその歳出に関連する歳入及び第2表の債務負担行為の補正について質疑に入ります。質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 皆さん手を挙げなかったんで、先に言わせてもらいます。今の流れで給付金の話なんですけども、簡単に言えば21日に5万円という、それもだいぶ他市とか聞いたらいろいろめちゃくちゃ早かったんですが、それを10万円一括でできるからというふうにして、今回これが終わった後にもう一回という話なんですけども、そうなったら21日で振り込む予定やったのが間に合うのかなというところ、日程等を先ほど市長が後から説明しますとおっしゃったんですけども、まずそこが、僕、毎回こういう話が出たときに、年末、年末じゃなくて、子どもたちのお金なんだからクリスマスに絶対間に合わせてくださいよという話をして、昨年はちょっと、クリスマスは24日か25日かと人それぞれなんですけど、24日に間に合ってほしいなと思ってるんですけど、その辺はどうなんですかね。

增田委員長 阿古市長。

阿古市長 日程に関するお問合せでございますので、あくまで予定という形での答弁をさせていただきたいと存じます。先ほども申し上げましたように、国のほうの補正予算が20日ないし21日に可決をされる予定でございますので、その後の給付という形になります。ですので、その一括の期日は実は悩んだんです。選択といたしましては、当初21日に5万円を給付した後に、日にちを分けて更に現金給付をという考え方もございました。ただ、やはり一括の給付が経費的にも望ましいであろうと考えておりますので、ご理解をいただけるようでございましたら、21日でもう案内文は実は出しておるんですけども、それの新たな訂正の文書を配布させていただきたいと考えております。その訂正の内容といたしましては、24日を予定しているという文書になると思います。24日に10万円の給付をさせていただきたいという内容の文書になると考えております。

以上でございます。

增田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 そうなんです。21日にもう皆さん入るもんやと思ってはって、今やられてる取組というのはすごいいいことなんですけど、多分もう21日ではないと思うんですね。そのときに21日にじゃんじゃん電話がかかってこんようにしとかなあかんのです。入ってへんで入ってへんでというふうにならへんようにしていただきたいと、周知の方法ですよね。それを心配して言わせていただきました。

今から僕の個人的な意見というか、誰がどこで言うてんねんと言われるかもわかんないで

すけども、この給付金に関して様々なご意見があって、クーポン何ちゃらとあったんですけど、僕そこはピントがずれてると思うんですけども、市として各自治体として、例えばお店が多いまちであったり子どもたちが多いまちであったりという話になってると思うんです。その各自治体によって違うわけじゃないですか。それを国からばっと子どもたちにとかじゃなくて、お金をこう渡すから各自治体で考えて対策しなさいよと、権限とお金をこっちにぱっと渡してくれたら、もうそこで考えて我々が議論して、それを市民の皆さんが選挙で判断してくれる形がええのになと思うんですけども、今の形だったらクーポンとなったらクーポンになったり、現金やったら現金に流れて、もうふらふらなって、市長も大変やったと思うんですよ。何が言いたいかいうたら、各自治体からそういう要望というか、いや、そうじゃなくてこうしてくださいよみたいな意見というか、強く言う動きとかというのはされてないんですかね。僕やったら、もうそんなことしやんと、もう権限とお金だけくれたらこっちで議論しますやんかと言えるような気がするんですけど、そういう動きは誰に聞いたらいいですか。副市長の出番ですかね。そういう動きというか、各自治体もやられてると思うんですけども、僕はそういうやり方のほうがええと思うんですけど、どうなんですかね。

增田委員長 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 奈良県では奈良県の市長会を通じていろいろやらせていただいております。

增田委員長 杉本副委員長。

**杉本副委員長** まあまあ何回もこういうことがあるわけじゃないと思うんですけど、僕の考えも誰が どこで言うてんねんという話やと思うんですけども、ただ見ててそういうふうに各自治体に よって事情が違うわけなんで、店が少ないまちにクーポン配ってもしゃあないと思いますし、 クーポンも何に使ってええかあんまりよく分からないですし、ただ僕はそういう動きも各自 治体から頑張って声を出していただきたいなという要望をさせていただいておきます。 以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 ちょっと関連で、私も20ページの子育て世帯臨時特別給付金事業いうことで、市長のほうから一括10万円という方向で行きそうな感じなんですけれども、これの対象者の人数です。 18歳以下の人数やと思うんですけども、教えていただけますか。

增田委員長 吉村課長。

**吉村子育て福祉課長** 子育て福祉課、吉村でございます。

対象人数のほうでございます。児童手当該当者につきましては、受給者世帯が2,835世帯、 対象児童5,337名、あと単身高校生、公務員等の申請が必要な世帯につきましては605世帯、 対象児童数が720名となっております。

以上でございます。

增田委員長 松林委員。

松林委員 合計何人ぐらいありますか。7,000人ぐらいですか。

**増田委員長** 足し算したらええのか、どうなのか。いろいろ言うてるから。

**松林委員** ざっくりと、その細かく言うてもらわんでも、何人ぐらいでも。まあ、7,000人ぐらいかな、ざっくりとで。

增田委員長 井上部長。

**井上こども未来創造部長** 18歳以下のお子さんが7,000人から7,100人の間でございますが、その中の 95%が対象となりますので約6,800人ぐらいと見込んでおります。

以上でございます。

增田委員長 松林委員。

松林委員 もうこれで2回目行ってしもうたんですな。

増田委員長 いやいや、いいですよ。

松林委員 よろしいか。中学生までは児童手当の制度で掌握できると思うんですけども、そこから先、中学生から高校生、この間というのはプッシュ型ではできないんかなと思うんですよ。そうなれば、年内給付というのはどうなんかなと、スケジュール的にね。それともう一つは、年収制限がかかってくると思うんですけれども、この年収制限、ある市民の方からのお声なんですけれども、9割程度は年収制限で大概いただけるという制度みたいですけど、あとの1割、この1割もどないかしてくれへんのかいなという話がありまして、これざっくりと計算、7,000人ということで、100%いうことはあと3,000万円ほどプラスしていただければ100%いけると思うんやけども、こういうところのお考えはあるんか。自治体によったら全員に一律給付してるところもあるみたいで、そういうお考えはあるのかないのかというところも含めましてお伺いをさせていただけたらと。

增田委員長 吉村課長。

**吉村子育て福祉課長** 子育て福祉課、吉村でございます。

本市におきましては、単独高校生とか公務員の申請が必要な方につきましてもできるだけ 拾い上げさせていただいて、申請してくださいという通知はさせていただいてます。本来、 ほかの市でしたら、その児童手当該当者のみが10万円とかというケースがあると思うんです けども、本市の場合は、単身の高校生とか公務員世帯等の申請が必要な方もできるだけ拾い 上げて、今回、年内に間に合うように申請してもらうように作業はさせていただいておりま す。

あと、所得制限のほうなんですけれども、これはもう従来の国の制度にのっとって行わせていただきたいと考えております。95%です。

以上でございます。

增田委員長 松林委員。

松林委員 18歳以下ということで努力をされるということで、場合によったら年をまたがる場合も出てくる可能性もあるけども、極力努力をされるということで、100%の方に一律給付という、これはあくまでも私は市民のお声を今述べさせていただいたことで、ある市民の方からのいろんなご要望、100%給付していただかれへんのかという、このお声を挙げさせていただいたんですけども。どこまでも市民のニーズにお応えできる、そこらを感じ取っていただいて給付をしていただきますように、どうかよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 今ありましたところにつきましては、杉本委員、それから松林委員で、私の質問もほぼ尽くされてると思いますので、この件以外のところの分野で質問させていただきます。

ページ数で言うと14ページになります。3款民生費、1項1目の社会福祉総務費のところです。説明のところでいきますけれども、生活困窮者自立支援事業ということで、ここで国庫負担金の返還金というのが725万5,000円ほど発生しておりますけれども、生活困窮者自立支援の今の状況、どれぐらい受給されて、当初の見込みからこうで返還金が生じたということだろうと思うんですが、その内容についてお聞かせください。

それから同じページになりますけれども、4目障害者福祉費の中の、これも説明のところですけれども、障害児通所給付事業で扶助費ということで新たに障害児通所給付費が2,259万4,000円発生してますけど、これについて説明をお願いいたします。

それから、16ページです。同じく3款民生費の2項1目児童福祉総務費の中の、これも説明部分ですけれども、子ども医療扶助事業ということで、この19節扶助費、子ども医療費扶助ということで310万円の増額補正になっていますけれども、この3つの説明をお願いします。

增田委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課、林本です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員の質問に答えさせていただきます。

まず生活困窮者の自立支援事業の国庫負担金の、今回上げさせていただいているのは令和2年度の実績に基づきまして超過交付を受けた分を精算により翌年度返還するというものでございます。ですので、今の状況というのはもう令和3年度に入っておりますので、どちらもお答えはさせていただけるとは思うんですけども、まず令和2年度につきましては、年度当初4月にこの住居確保給付金という家賃相当分を給付する事業がコロナによる特例措置が行われまして、それに基づきまして5月の臨時会で当初予算100万5,000円だったのを1,203万9,000円に増額補正をさせていただいたと。これは多くの利用者が見込まれるということで、社会福祉協議会等の貸付等を勘案して補正予算を組ませていただいたということなんですが、結果的に最終532万400円に給付のほうがとどまりまして、それに対応する分の国庫負担金の返還金が503万8,950円ということで、今回の725万5,000円のほとんどを占めておるという状況になっております。あと残りは相談員の会計年度任用職員の報酬が一部雇いきれてなかった部分がありましたんで、それについての返還ということでご理解いただけたらというふうに思います。

今年度になりまして、住居確保給付金は一応令和3年度597万円、これも引き続いてコロナ特例が続いております。そのこともありまして597万円の当初予算を組ませていただいておりますが、一応11月末現在で146万6,200円ということで、まだ執行率につきましては24.6%となっております。相談件数も令和2年度よりは若干鈍ってると思いますが、28件の相談件数がありまして決定は8件と。ちなみに、令和2年度は23件でございました。あと、

6月補正で新しく生活困窮者の新型コロナウイルス自立支援金というのを、これは新しく創設されました事業でして、補正予算で1,878万円という予算を組ませていただきました。ここでもう11月末の現状ですが、相談が40件、決定が8件、執行率が96万円ということで、まだ5%強ということになっております。こちらにつきましては、社会福祉協議会の再貸付が終了した人を対象にしておりますので、プッシュ型で一応申請とか案内を送っている状況でございます。

以上です。

增田委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 2番目の障害児通所給付費の2,259万4,000円の増額補正の理由でございます。自立支援給付費と同様、こういう障害福祉サービスというのは3本柱ございまして、その中の障害児の通所給付費ということで、主な内容というのは障がいのある子どもが小学校へ行くまでの療育とかを利用する場合は児童発達支援というサービス、それと小学校から高校生までの障がいのあるお子さんが利用されるのが放課後等デイサービスということになっておりまして、大きくこの2つのサービスがありますが、非常にこれは年々というんですか、もうずっと平成27年度、平成28年度ぐらいから、やはり大きく右肩の増加傾向を示しております。もちろんコロナの影響は休校等で若干あったんですけれども、やはり障がいに対する社会全体で理解促進というんですか、それが取り組まれることで、やはりそういう障がいを前向きに取り入れて保護者の方が少しでも早くに早期に療育をして、少しでも子どもの生きづらさを解消しようという思いで利用のほうが多分進んでると。それと、必ずしも手帳を取らなくても利用できるんです。それをやっぱりハードルというんですか、敷居というんですかね、それが低いというのもあって利用しやすくもなってるので、給付もすごく右肩上がりで伸びておる状況です。コロナも影響は若干あるんですけども、年々そういうニーズの高くなってるサービスであるということをご理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

增田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしくお願いします。

子ども医療費の扶助費の増額補正についてでございます。令和3年度当初予算については、これまでの決算額及び毎月の支給額の推移を勘案し、6,330万円を計上させていただいておりました。しかしながら、今年度上半期の支出額が執行率にして52.4%と、平均を上回るペースで推移しております。受給者に大きな増減がないことから、1件当たりの給付費の増加によるものと考えております。今回の310万円の増額につきましては、毎月の扶助費の支給額にばらつきがあるため、令和3年4月診療以降の平均値を10月以降の支給見込額として試算させていただき、310万円の増額補正をお願いしております。

以上です。

增田委員長 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。生活困窮者自立支援につきましても障害者の通所給付費につきま しても、大変分かりやすく現状について説明していただきまして、ありがとうございます。 困窮者自立支援につきましてはコロナの影響が比較的収まってきてるのかなとは思いますけれども、引き続き生活福祉金等、貸付等が終わってこちらのほうに移行される方もおられると思いますので、引き続き丁寧な対応をよろしくお願いしたいと思います。意見だけ申し上げておきます。

それから、障害児の給付事業につきましても先ほど詳しくおっしゃっていただきましたけれども、発達課題のあるお子さん、就学前のお子さんについて、やはりこれは早期に手帳もなしにそういうことがサービスを受けられるというふうな形で拡大してることもあって、これは私はいいことだと思うんですけれども、経費がちょっと増えてきてるということであります。よく分かりました。

それから、最後の乳幼児の医療扶助の件です。これは再度お聞きしたいんですけれども、増えてる原因は何なんでしょうね。コロナでかえってインフルエンザなんかは少なかったとかいろいろあったりして、ニーズが増えてるわけじゃなくて、1件当たりの給付費が増えてるということなんですけど、何かつかんでおられるようでしたら教えてください。

#### 增田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。よろしくお願いします。

1件当たりの給付費の増加というのは、見ていると読み取れるところがありました。また 入院が増えてるというのも若干ありました。

以上です。

增田委員長 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございました。入院が増えてるいうことで、ご家族にとっては大変なことだと 思いますけども、こういう給付があるということで、引き続き私も関心を持っていきたいと 思います。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 2件だけお伺いいたします。1つ、さっきの話に若干戻りますけど、これが20ページ、3 款民生費、2項児童福祉費、9目子育て世帯臨時特別給付金事業費の件なんですけども、12 節の委託料、こういった法律改正があったら必ず付いてくるのがこのシステム改修費なんで す。今回、当初の5万円給付のところでシステム改修費、これが多いんですね、500万円。 これまた後ほど追加の議案が出るということで、10万円給付ということを市長もおっしゃら れましたけども、そうした場合に、これはまた同じだけかかるのか、それとももう今回その 10万円給付のやつを見越したシステム改修が一括してできるんでしょうか。そこだけまずお 教えください。

続きましてもう1点が、17ページ、同じく民生費の1目児童福祉総務費の22節償還金利子及び割引料の中の子ども・子育て支援国庫交付金の返還金1,460万円ありますけども、この中身を教えてください。

以上、2点お願いします。

增田委員長 板橋理事。

**板橋こども未来創造部理事** こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いいたします。

先ほどの奥本委員の1点目の質問、5万円給付を10万円にした場合に委託料は上がるのかということなんですけれども、一括給付させていただく関係もありまして、設定を変更するだけで特に委託料が発生するということはないというふうに聞いております。

以上です。

增田委員長 吉村課長。

**吉村子育て福祉課長** 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

子ども・子育て支援国庫交付金の返還金でございます。こちらのほう、令和2年度の実績に基づきましての返還となっております。コロナの関係でいろいろ事業はさせていただいてるんですけれども、例えば講師を招いてそういう事業をするとか、謝礼とかそういう人件費とか、コロナのない場合はできた事業がコロナの影響でできてないという事業がありまして、金額を返すというところも出てきております。

以上でございます。

增田委員長 奥本委員。

**奥本委員** まず最初の質問の、システム改修費が10万円給付になってもどう変わるかという、これも変更がないということで、これだけで収まるということで了解いたしました。

2件目の件に関しましても、コロナの関係で事業ができなかったために、こういう形で返還金が発生したということも理解いたしました。結構金額が多かったんで、そんなに事業がなかったんかということも気になったんで、何かありますか、お願いします。

增田委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 追加説明です。交付金の国庫の返還で抜けておりました。今回、放課後児童の健全育成事業に係る子ども・子育て交付金の中の放課後児童で学童保育のほうなんですけれども、補助金の関係で国の会計検査のほうが全国的に入りまして、葛城市、本市にも入りました。そちらで検査を受けましたところ、学童保育所実施要綱によれば、1支援をおおむね40人以下とすることとされていまして、支援員の数は一の支援単位ごとに2人以上支援員配置になっておるんですけれども、また開所する日数は小学校の授業の休業日、その他の状況等を考慮して、一の支援単位当たり原則として年間250日以上を開所と。200日から249日とで交付金の金額が変わるんですけれども、今回指摘されておりますのが土曜日の開所のところなんですけれども、土曜日も一支援、全て平日のように開いてるということで日数をカウントしておりました。実際は土曜日は学童の子どもは少ないですので支援数が減るということで、日数のカウントが例えば年間250日以上と見てたのが200日から249日の基準に落ちてしまいまして、今回、平成30年度と令和元年度合わせまして、今、国庫、県費で両方で合わせまして、今回、平成30年度と令和元年度合わせまして、今、国庫、県費で両方で合わせまして1,162万8,000円の返還することとなりました。今後、実施要綱を十分理解しまして解釈しまして事務に当たっていきたいと考えております。今後このようなことがないように細心の注意を払っていきたいと考えております。

以上でございます。

增田委員長 奥本委員。

奥本委員 そうですよね。あまりにも額が大き過ぎたんで、ほかにというふうに思ったんです。やはり、今ご説明いただいたら、学童保育、これのところを、その国の基準の読み違えによって土曜日をカウントしてたことによって、本来、年間200日から249日以内というところを250日以上の申請をやってて、その差額を請求されたと、返還を申し渡されたということですね。今後、おっしゃったように読み違えないようにだけ注意していただいて、ちょっとみっともないなと思いますので、こういうことのないようにだけ注意してください。

増田委員長 それでよろしいですか。

奥本委員 結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。今の奥本委員の話で、これほんまにあんまりよくないこと違うんかなと思います。最初の1回目の答弁で、何か子どもの子育てのやつのコロナでなくなったからいう話が1回目にそれ出てきて、2回目でいやいやと。これは絶対そんなん子どものためにと言うてるところで、こんなん返還せなあきませんねんというような、しかも会計検査で引っかかって、これほんまに重々注意してほしいと思います。それはもう意見です。

質疑いいですか。質疑なんですけど、まず認定こども園の整備事業で17ページ、待機児童 対策室の備品購入費とあるんですけど、これは磐城認定こども園のやつの関連の何かでしょ うか。それを教えていただきたいです。

增田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 備品購入の件なんですが、おっしゃるとおり磐城小学校附属幼稚園を認定こども園にするに当たりまして必要な備品となっております。内容といたしましては、お昼寝の布団を収容する棚が、もともと幼稚園となっておりましたんで棚が少し小さいと、移動する棚も買うことは可能だったんですけども、それだったらちょっと危険ということで、簡易なベッドを用意させていただくというものが1点と、あとはもともと調理設備をしようとしたところが倉庫でありました。倉庫の中の物を集約するのに当たりまして、スペースを有効に利用するために椅子の収容の台車を購入させていただくと、この2点でございます。以上です。

增田委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。6月にも一応補正を上げられてたみたいで、僕そのときいません でしたけど、やっぱり後から後から分かってくるというようなことであってはほんまあかん のかなと。95万1,000円というたら大きいお金です。そういうことが、いうたら6月の補正 でもまだ上がってきてなくて、また今回上げられる、ほんでなおかつちょっと気になってん のが、前の、認定こども園の改修工事が不調になったというふうに聞いております。これ、 見通しは立つんでしょうか。どうなんでしょうか。

增田委員長 板橋理事。

**板橋こども未来創造部理事** まだ入札が23日になっておりますので、はっきりとしたお答えはできないんですけども、我々としては見通しが立つものと思っております。

以上です。

增田委員長 西川委員。

西川委員 恐らく、その業者が何個か辞退をされてたということなんですね。その中で、多分、工期 の問題やと思うんですけど、それ、今3月15日に工期の最後が設定されてるんですけど、そ れを延ばすとかいうことはなく、もうそのままでもう一回お願いしますということやったら、これ何の根拠もなしに見通し立つとおっしゃってるようなことになるんで、どうしても何か やっぱりその辺にさっきの答弁の返還金の話もそうですし、もっと見通しをしっかり持って やっていきたい。ほんで、これについてはぜひともこども園のやつはしていかなあかんので、これについてもほんましっかり考えていってほしいと思います。そんで、こういう予算もこういう95万1,000円とかぽろぽろ次から次へと出てくる。やっぱりちょっと見通しが甘いのと違うかなと思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 それではよろしくお願いします。

16ページ、児童福祉総務事業の委託料の児童手当システム改修委託料338万6,000円、この内容を教えてください。1点目です。

2点目です。17ページ、児童措置費の保育所等改修費等支援事業、これの小規模保育所改修費等支援事業補助金1,500万円計上されてるんで、これたしか当初3,300万円の計上やったと思うんですけれども、ちょっと補正が大きいんで、その内容を聞かせてください。

次、3点目が20ページ、子育て世帯臨時特別給付金事業費の償還金利子及び割引料の486万1,000円返還金が出てるんですけれども、これ何人減ったのか、その内容も聞かせていただきたいと思います。

以上、3点お願いします。

增田委員長 吉村課長。

**吉村子育て福祉課長** 子育て福祉課、吉村でございます。

こちらのほう、児童手当法施行令及び児童手当法施行規則が一部改正されまして、現況届 が来年度から廃止、全く廃止ではないんですけれども、廃止の方向となっておりまして、あ と特例給付のほうも廃止になりますんで、それのシステム、その関係のものでございます。 以上でございます。

增田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 私のほうから、2点目の17ページ、保育所の改修費等支援事業の1,500万円について答弁させていただきます。梨本委員おっしゃるとおりです。当初の予算額は、内訳を申しますと1事業所当たり補助の基準額が2,200万円でした。その2,200万円のうち、補助金といたしましては4分の3なので、1か所当たり1,650万円、これ掛ける2か所で3,300万円となっておりました。ところが、国のほうの待機児童解消に向けて緊急的に対応する場合につきましては、補助の基準対象額が1か所当たり3,200万円に増額になります。

結果といたしまして、補助が1か所当たり2,400万円、先ほど1,650万円と言ったんですけども、それが2,400万円に上がります。2,400万円の2か所で4,800万円の補助が出せるということになりましたので、4,800万円、それから3,300万円の差額で1,500万円の増額補正となっております。なお、こちらの4,800万円につきましては、国からの補助が9分の8入ってきます。4,266万円ほどが国の補助、市の持出しといたしましては534万円ほどということです。

以上です。

増田委員長 もう1個、何か、特別給付金の返還金。

吉村課長。

**吉村子育て福祉課長** 子育て福祉課、吉村でございます。

こちらのほう、子育て世帯臨時特別給付金の国庫補助金返還金でございます。こちらのほう、令和2年度の補助金の実績報告による返還金となっておりまして、交付決定額が954万3,000円、実績といたしまして468万2,000円を引きまして486万1,000円となっております。以上でございます。

增田委員長 梨本委員。

**梨本委員** この1点目、児童手当システム改修委託料、これは施行令で規則が変わったことということなんですけども、これクーポンじゃないんですね。クーポンとは関係ない、また違う話ですね。分かりました。

2点目の小規模保育の改修費もよく分かりました。ありがとうございました。

3点目、これ補助金の減額は分かるんですけれども、何人ぐらい減ったのか、その内容を もうちょっとだけ補足で説明していただけますか。

增田委員長 吉村課長。

**吉村子育て福祉課長** 今、詳細資料が手元にありませんので、すぐに用意させていただきます。よろしくお願いします。

増田委員長 後ほど。

吉村子育て福祉課長 はい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは3つほどお願いいたします。

まず単純な疑問なんですけれども、20ページのところなんです。3款民生費、2項10目のひとり親世帯臨時特別給付金事業費、先ほど質問が関連であったように思うんですが、国庫補助金の返還金が発生しております。ほかのところは国庫補助金の返還金が発生すると、補正額の財源内訳のところ、国県支出金、それから地方債、その他、一般財源とありますけれども、国庫補助金返還金なので国県支出金のほうも金額が入ったりすることが多いんです。でも、ここは金額が入ってなくて一般財源だけのものになってますので、これも1,500万円と大きいので、これどういうことなのかご説明をお願いいたします。

それから2つ目ですけれども、17ページです。先ほど西川委員がご質問もあったところと

関連するんですけれども、3款民生費、2項1目児童福祉総務費の、これで事業内容の説明についてのほうでいきますが、17ページの認定こども園整備事業のところです。先ほどありましたお昼寝のための布団、この収容の棚が狭いということで簡易ベッドを購入するということですけれども、磐城認定こども園のお昼寝ですから、保育、要は2号認定のお子さんに対する備品ということになると思うんですね。これが定員が100名くらいじゃなかったですかね、予定として。その定員に対してこの数がどんなものなのかということについて、具体的にどういう準備状況になっているかということについてお伺いいたします。

最後になりますけれども、ちょっと戻りますけれど、5ページになります。第2表債務負担行為補正ということで、追加ということで保育士派遣業務委託ということで、令和4年度について5,330万円の債務負担行為を行うということでの補正がございます。説明でありましたら、保育士を派遣するための派遣事業者に委託するということであります。そのための契約の準備として今年度中に債務負担行為を準備するということでありますけれども、この見積り内容ですよね。何人の方を派遣しようとしているのか。それは、今、葛城市におきまして全体の保育士、必要な確保数に対してこれぐらいが不足してると、厚生文教常任委員会の議論の中でも、いや全て派遣でやるんじゃないんだと、会計年度任用職員も職員は努力して募集もしますし、正職員も募集しますと。でもなかなか非常に募集しがたいので、派遣事業ということで今回やってると思うんですが、この内訳ですね。要は、今、葛城市におきまして保育士が足らないから待機児童が増えてるということなので、全体の保育士の確保量に対する不足量、これに対して今回の債務負担行為によって何人ほど見積りでこの金額になってるのか、これについてお伺いします。

#### 增田委員長 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 1点目の償還金の話ですけれども、若干誤解がありまして、償還金については全部一般 財源です。財源のところに国県支出金と入ってるのは、当該年度の歳出の増減のところです。 基本的には前年度に国庫で入ってきてるものを、当該年度としては一般財源としてなります ので、一般財源として扱わせていただいて統一させていただいているというところでござい ます。

#### 增田委員長 板橋理事。

**板橋こども未来創造部理事** 私のほうからは、ベッドの内訳ですね。ご説明をさせていただきます。 こちらにつきましては、来年度の2号認定での入所を希望される方の人数が40名程度であったということから、この人数を要求させていただいております。

#### 增田委員長 吉村課長。

以上です。

**吉村子育て福祉課長** 子育て福祉課、吉村でございます。

保育士の債務負担行為の件でございます。こちらのほう、例年、保育士の確保に苦慮して おりまして、会計年度任用職員保育士を通年募集し続けておりますが、ハローワーク、ホームページ、防災行政無線、奈良県主催の保育士求人ブースに参加や、学校訪問したり、潜在 保育士事業を行い保育士採用に努めておるところでございますが、待遇も県下上位クラスの 報酬となっておりますが、なかなか採用に結び付かない状況でございます。また、正職員保育士も毎年のように出産、妊娠等で何名かは常に不足する状態が続いておりまして、現在いる保育士が有給休暇、夏季休暇もなかなか取得できない状況となっております。来年度の園児の募集に対しましては、現在の正規保育士及び会計年度任用職員保育士のほかに、待機児童を解消するために保育士が不足となっております。今回、初の試みで保育士派遣業者の力を借りまして、委託業務として今回予算をお認めいただきましたら、早急に保育士の確保に努めたいと考えております。限度額は5,330万円ということでございます。

あと根拠なんですけれども、限度額ということなんで、一応13人を見させてもらっております。

以上でございます。

增田委員長 谷原委員。

**谷原委員** もうちょっと先ほど質問した中に、全体、今、大体これぐらい足らないと。今、13名と出てきました。でもその全体から13名がどうなのか、会計年度任用職員とか掘り起こし事業とかいろいろやっておられますよね。それで何名見込んでいるのか。それで大体足りるのかと。つまり全体どれぐらい保育士が不足してるか分からないので、この13名がどの程度なのか追加で……。

増田委員長 追加説明お願いします。

谷原委員 それ、お願いします。

增田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 ただいま債務負担行為で上げさせていただいてますベースが13人ということでございまして、こちらは今、申込みが終わっておりますので、そちらを待機ゼロでしたいという場合の最大の見込みの人数を上げております。ただし、それ以外に今、潜在保育士事業というのも並行して進めておりますので、その後になりますけれども、何人かが確保できれば、こういったところは減ってこようかとは思います。ただ、13人というのが今、見込み、これだけを採りたいという思いの中での予算計上となっております。先ほど課長のほうから1点説明させていただいたんですけれども、現場のほう、魅力ある職場づくりをしておりますので、夏季休暇は取っていただいておりますし、年休の取得につきましても勧奨しておりますので、そちらのほうは13人といいますのは、しっかりと年休も取っていただいてというところも考えれば、決して少ない人数ではない、これは確保したい人数という形になります。

以上でございます。

增田委員長 谷原委員。

**谷原委員** 先ほど言いました国庫支出金、返還金に関わる国庫支出金の扱いの前年度と今年度という ことで、よく分かりました。ありがとうございます。

2つ目のところですけれども、認定こども園の整備事業に関わることですけれども、これ ちょっと質問したいんですけれども、簡易ベッドを入れるということですよね。これについ ては、現場の保育士等、保育をずっと従事されてるわけですけれども、普通、布団でやられ てるところが多いと思うんですよ。ベッドというとちょっと私、安全面で不安を感じたところがあって、これ現場の保育士が、これで大丈夫だしベッドもそういうもんだということなのかどうか、これについて確認をさせておいてください。

それから、最後の3つ目の債務負担行為につきましてですけれども、結局13名足らないと、全体。これがあれば待機児童は解消できる数なんだということなんですが、それを全て見込んだ数になっているということでありますよね。これにつきましては、見通しですよね。実際に厳しい、要は保育士がもう絶対的に不足してますから、派遣事業者にあれしてもなかなか難しいところがあるとは思うんですね。だけど最大限見込んでいるということであります。私がちょっと心配しているのは、認定こども園が来年4月開所しますので、今、四十数名ということでしたから、そう多くなくてあれだなと思ったんですが、これは新しく保育士を葛城市として全体に増やしていくということなので、大変厳しい状況にあってこういうことをされるということだろうと思うんですけれども、この保育士の派遣事業の見通しですね。これは多分ほかの市町村とかも既にやられてるところはありますけれども、私も聞きましたけれどもなかなか厳しいところで、この見通し状況をちょっとお聞かせ願えたらと思います。

#### 增田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 お昼寝用の布団及び簡易ベッドのことなんですけども、やはりいろいろ 検討させていただきました。現に、私立の保育園、それから今度来る小規模保育所において は簡易ベッドでお昼寝をさせるということで、具体的にはこういうものでございます。こち らに敷布を敷いていただいてお昼寝していただくという形になっておりまして、特に問題は ないということは聞いております。

以上です。

#### 增田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 派遣の見通しというところでお聞きいただいております。見通しのほうは 非常に厳しい状態でございます。ほかの市で既に取り組まれているところもあるんですけれ ども、なかなかそれであっても確保が難しいと聞いております。100%派遣でいけるという ことではないらしいです。しかも、価格的なこともありますので、私どもの市の中では既に 派遣でお願いされている園もございます。ですので、今度、私どもがそれに乗り出そうとし たときには、そういった金額面もお互いに圧迫しないように、変な競争にならないようにと いうところも注意をしなければいけないと思っております。ですので、お答えはそれでよろ しいですか。今は難しいということでございます。

#### 增田委員長 谷原委員。

**谷原委員** 言いっぱなしですけれども、板橋理事、よく分かりました。私が心配したのは、職員の負担とか安全面がどうかということを、実物を見させていただいて大変軽そうなベッドで、これやったら安心やなと、ありがとうございます。

それから、債務負担行為につきましてですけど、大変厳しいということですよね。後で私、 これについては意見を述べさせていただきますけれども、根本的にはやっぱり絶対的に保育 士が不足してることから来る、もう本当に悪戦苦闘だろうと思います。私は根本的な解決が、 これについては国も含めて必要であると考えております。私が心配してるのは、認定こども 園を新たに開設することで葛城市の保育士の確保しなければならない現状が増えております ので、本当にきちっと開園できることが本当に大事だろうと思っていますので、原課の努力 は分かるんですけれども、東京都とか大阪府でももう自治体独自に、もうとにかく待遇改善をやるということで確保しました、東京都などもね。結果として、東北などの地方都市が保育士が全くいなくなるような、新しくそういう矛盾も生まれるんですけれども、大変もう厳しい中で、行政としてどう責任を果たすかという判断はあろうかと思いますが、私としてはこの件についてはまた意見を述べさせていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

**松林委員** 私は17ページの2目児童措置費、節で右側で子どものための教育・保育給付事業ということで扶助費ですね。2,000万円ほど計上されとんですけども、ここの内訳を教えていただけますか。17ページです。

增田委員長 吉村課長。

**吉村子育て福祉課長** 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

こちらのほう、令和3年度の市内の私立保育園、市外の私立保育園と公立の保育所の申請受付に基づいて、今、年間延べ児童数を算出し給付を算出しておるんですけれども、当初予定していた予算額より受入れ児童数が想定より多く見込みとなりまして、増額補正となります。市内分につきましては、当初、延べ7,356人と見ておったんですけれども、7,557人、市外の私立、公立委託分につきましては、当初、延べ237人と見ておったんですけれども、286人になったためのものでございます。

以上でございます。

增田委員長 松林委員。

松林委員 これ、運営費ということで、ここにこの数には市内の公立保育所は反映されておらないわけなんですけれども、非常に市内公立3園、私立3園とも受入れの定員数を本当にもうギリギリまで100%以上もう既に受入れをしていただいているということで認識しておりますが、保育士の設置基準とか、また1人当たりの面積、そういうような部分、キャパシティーですな。そういうような部分も含めて、本当にもう弾力運用ということで規制緩和ですかな。これでもう当然、受入れをしていただいていると思うんですけども、もうこれ以上、あとどのぐらい程度受入れができるのか。もうぱんぱんな状態で、もうこれ以上無理ですよという状態なんか、まだまだ弾力運用でも何%かまだ受け入れることができますよという、できるのかどうかいうところをお教え願います。

增田委員長 井上部長。

**井上こども未来創造部長** ただいまのお問いでございます。弾力運用は政府のほうで1.2倍まで、2 割増しまで大丈夫ですよということを言っていただいております。パーセンテージはそうな んですけれど、ただし基準がございまして、保育士、例えば0歳でしたら3人のお子さんに 1人の保育士がいるとか、1歳、2歳でしたら6人に1人とか、そういったところはしっかりと押さえていただいております。また、面積につきましても面積基準がございますので、1.65平方メートル、1.95平方メートル、3.3平方メートルという年齢等に応じて違うんですけれど、そちらも法律の範囲内でやっていただいてということです。私どもの公立におきましても、そちらのほうはしっかりと押さえた上での弾力運用でございますので、2割をできるだけ超えない形で、基準があるんです。5年間常時超えるようであれば、定員自体の考え方も変えるとかいろいろなペナルティもございますが、そういったところはしっかりと確認をした上で行っておりますので、まだまだいけるということではないんですけど、今の状態では基準的にはいけているという形になります。まだこれからどんどんいけますかというところではなかなかないです、年齢の区分にもよりますので。お答えになってますでしょうか。

増田委員長 予算審議の範囲内でよろしくお願いします。

松林委員。

梨本委員。

- **松林委員** いずれにしても限界に近づいておるということで、今後やっぱり待機児童解消に向けて、 保育所の整備も含めて保育士も含めて、そこらはしっかりとまた対処していかなければなら ないなというところは改めて認識させていただいた次第でございます。ありがとうございま す。
- **増田委員長** ほかに質疑はありませんか。
- **梨本委員** 5ページ、先ほどの谷原委員のところの確認だけさせてください。債務負担行為の件なんですけれども、この保育士派遣業務委託、この契約の内容なんです。今後、仕様等で決まってくるかと思うんですけれども、これあっせんゼロの場合に費用がかかってくるのか、基本的な負担があって更にそこから1人というような形なのか、完全出来高制なのかというところを教えてください。それが1点目です。

その次もう一つ、実際、いろいろ原課では本当に大変な思いして募集してくださってると 思うんですけれども、現状、この令和3年度に何人採用されたのか。あと、潜在保育士の登 録も進められてると思うんですけれども、この実績も含めて人数だけ確認させてください。

增田委員長 井上部長。

**井上こども未来創造部長** ただいまのご質問でございます。こちらにつきましては出来高になっておりますので、また契約内容につきましてもしっかりと独自で何か盛り込めることがあるのかというところも含めてしっかりと対応してまいりたいと思います。

次に、採用の状況でございます。この令和3年度におきまして、入替えといいますか、辞められる方もおられますし、また働きたいと言っていただく方もおられましたので、数人の入替えはございました。潜在保育士事業でございますが、こちらは春から夏にかけて1回募集はしたんですけれど、こちらは去年は7件あったんですけれど、今年度は前半はゼロでございました。ところが、後半も引き続き募集をしておりましたところ、4名の方が今、手を挙げていただいておりますので、間もなく潜在保育士事業の講習及び登録というところに入ってまいります。できましたら、こちらの方々、4人全てを雇用のほうへ移行できないかな

という思いでおります。 以上でございます。

## 增田委員長 梨本委員。

**梨本委員** ありがとうございました。契約の内容についてまた詰めていただくということですし、出来高ということで安心いたしました。またしっかりといい契約できるように頑張っていただきたいと思います。

2点目の質問なんですけれども、再度確認だけ、入替えが数人ということなんですけれども、実際、何人増えたのか。令和3年度になって入替えはあったけれども、実質そのプラマイで言うとどれぐらいの増があったのかというところの確認だけしたいんです。潜在保育士登録の件は、よく頑張っていただいて、前半はあかんかったけれども、後半は4人増えてて、そのままうまくいけばいいなという、私も応援したいなと思ってるんですけれども、もし原課のほうで何か理由が、どんな工夫されてんのかということもあれば、予算の範囲内なんですけれども、そういうことも聞かせていただけたらなと思っております。よろしくお願いします。答えられる範囲で結構です。

#### 增田委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 増加は必ずしておる、例えば正職員の部分もひっくるめてになるんでしょうか。正規職員採用というのをしていただいておりますので、そちらで4人だったと思うんですが、新規採用で年度当初4人配置いただいております。そして、会計年度任用職員につきましては、先ほど入れ替わりというのはそういったことでございまして、例えば途中でご家庭の事情によってもう働けませんと言われる方がおられたり、それとか何時間であれば働きに来ますよというような方もおられますので、そちらの詳しい数字を今持ち合わせておらないんですけれども、もしよろしければ後ほどしっかりとした数字をお示しさせていただければと思っております。

そして、潜在保育士のほうは、やはり潜在保育士事業としては本格的に開始させていただいたのが去年からですので、2年の事業になっております。ただし、この保育士の確保につきましてはもう数年前から真剣にもちろん取り組んでおりまして、例えばそういった噂が、葛城市はいいよという噂を聞くとよく言ってくださいますので、そういった効果も表れて、日々の積み重ねでございます。その中の1つは、やはり1年に1回もしくは2年に1回、直接保育所のほうに出向かせていただいて、全ての職種の保育士、栄養士、調理師、そこで働く全ての方に保育の現場の聞き取り調査をしておりまして、できるものであればもうすぐに対応し、そういったところを図ってますので、そういったところも、こんなことをしてくれはる市というのは手厚いなというところの広がりと、ですのでほかのところからの問合せとかもございますので、そういったところが全て結びついて、日頃のことをやっているということになりますと、そういったことかなと思っております。

**増田委員長** よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 私も、この債務負担行為に関するところの保育士の確保について、私の意見を述べさせて

もらいます。予算案に関するところということですけども、アイデアの提案もそれはできる かなと思いまして、ちょっと聞いていただきたいと思います。今、梨本委員の質問に対する ご答弁で部長のほうから、現場の保育士のお声も聴いて、ほかからも葛城市はいいよという お声もいただいているということでしたけども、これ全国的に保育士が足らないというのは もう事実なんです。足らないんじゃなくて、私はいないと思ってます。こんだけ笛吹いて鐘 叩いて太鼓鳴らしてもいないんですよ。いないところを幾らお金、賃金を条件良くしても集 まりようがないと私は思ってます。そもそもそしたら保育士足らない原因は何かという、そ もそも根本的なところいうたら、幼保無償化なんです。幼保無償化にしてから、保育事業と いう枠に当てはめんとあかんから保育士足らない。そこに問題があるんですよ。その幼保無 償化になる以前はどうでしたかと。当然、働いてない、子育てを中心にして働けない方もい らっしゃったかもしれませんけど、それ以上に家庭で保育できる環境も少なからずあったん ですよ。それはお母さんだけじゃなくて、同居されている場合、おばあちゃんであったり近 所の方であったりと、その潜在的な保育の能力のある方を国も含めて誰も議論しないんで、 私いつもおかしいと思うんです。本当なら、そこの方に対して応援求めたら、この保育士不 足というところはある程度解決するんじゃないかと私は思ってるんです。例えば、お仕事さ れてない方で時間を融通利かせていただけるようなおばさんであるとかおばあちゃんである とか、そういった方のサポーター的なやつをまとめて、保育士として働ける環境とか、それ 見てもらえるところをつくったら、多分これある程度この保育士問題は解消するんじゃない かと私は思うんですけども。これは私の意見ですけども、何かその辺の考えというのはいか がでしょうかね。それ面白いよとか、そんなん駄目ですよでもいいんですけども。その辺、 もし答えられるんであれば教えてください。

増田委員長 短く、井上部長。

**井上こども未来創造部長** 今のご意見、非常に視点として参考になるなと思っております。また、保育士の補助者という雇い上げということもでき得ますので、そういったところを大いに参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

#### 增田委員長 奥本委員。

奥本委員 簡単に行きます。国の制度はこうやから、絶対こうやらなあかんというんじゃなくて、そうやったら葛城市独自のやり方、こうやったらできるんじゃないか、それが条例制定になるかどうか分からんけども、何かの解決策、もう葛城市独自としてこんなん考えました、やらせてくださいと逆に言っていくような感じで取り組んでいかないと、この問題は恐らく解決しないと思います。仮に解決したとしても、子どもが減る令和7年度以降、逆に余ってくる可能性もありますやん。そしたら、その方々の処遇をどうするかという問題が必ずその先にありますんで、やはり長期的に見越した上で対策というのを考えてほしいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 大体被ってる質問なんですが、改めて僕から聞きたい。今の債務負担行為の保育士派遺、これ僕、前から言ってて、これからまた卒業される方々とかいっぱい出てきて、そういう人が働ける場所がいろいろあったら、選択する自由があるという方をどうやって葛城市に来ていただくかという意味で、僕はもっと前からやってほしかったんですけども。よく分からないのは、ごめんなさい、自分から言い出してちょっと分からない。これ企業にお願いするんですよね。これ何社にも広く、保育士はこういう条件で葛城市に来てくれませんかと何社かに言って、それで来ると言っていただいた方を採用というか来ていただいて、そのための予算ということですよね、これは。その辺の流れをもう一回、皆さん分かってるかわからないですけど、僕分からないんで、その辺の流れ。例えば来年度4月からじゃないですか。ほんならいつの段階でこれを企業に言うのか。もう今の段階で足らないとなって、もうこれが決まったら、もう今すぐどんどん企業にアピールして。だから僕早くやってほしかったというのは、相手も企業なんで、付き合い長いほうが安心感も信頼感も出てきてという話になってくるんです。ということは、今年、今期初めての我々葛城市は新参者じゃないですか。それでいきなり企業が、ほかも保育士足らん足らん言うてるのに、いきなりうちらに用意してくれんのかなと思う疑問が1つです。

もう1個は、17ページの説明の一番右下の梨本委員もおっしゃってた小規模保育所の改修 費支援事業なんですけども、これももうずっとやってて、補助金が上がったのは納得しまし たけども、もう来年の4月からの話なんで、今もうこの改修の状況ですよね。今どうなって んのか。ほんで、小規模保育、もうこれもまさに葛城市新規事業なんで、これ市民の皆さん どう思ってるのか僕分からないですけども、どうやった広告というかプレゼンしてるのか。 例えば、見学会とか保護者の方々に説明会をするであるとか、もう4月に向けてのスケジュ ール、そろそろ出来上がってやなおかしいと思うんですが、その辺、この2点お願いします。

增田委員長 吉村課長。

**吉村子育て福祉課長** 派遣のほうなんですけれども、初めての試みなんで、まずプロポーザルという 形になると思うんですけれども、民間の派遣会社にプロポーザルさせていただいて、できる だけ人数確保をさせていただきたいと。4月までにそれを早急にさせていただいて、4月に、 今、人数は十何人ほど債務負担させていただいておるんですけれども、1人でも多く採用で きたらなと考えてます。

以上でございます。

增田委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 杉本委員おっしゃった2点目の質問でございます。小規模保育所2か所につきましては、伺ってるのは年度内には間に合いますというのは聞いております。ただ、工事を着工してるのは我々も確認できるんですけども、内覧会が今年度できるかという状況では、なかなかぎりぎりまで工事するようなので、今年度については難しいと考えております。

以上です。

增田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 1点目、ちょっとごめんなさい。そのプロポーザル、派遣のプロポーザルがあんまり意味分かんないですけども、業者が来てプレゼンテーションしてくれるわけでしょう。うち13人要りますねんとその場で言ったら、うちできますというたらそこ、できませんというたら駄目じゃないですかとなると思うんですよ。意味分かりますか。やったことないから、そういう。例えば、こっち側の条件と向こうの条件が合えば契約じゃないですか。うち、今のところ13人予定してますとプロポーザルで言って、向こうの企業が、いや、13人は無理ですと言ったら、もうほかを探すしかないん違うのと思ってしまうんですよ、素人考えでね。それがちゃんとできんのか。何かほかの方法があるのか知らないですけど、契約はするわ、人は来ないわと意味分かんないんで、その辺の流れが分かんないのと、それでお願いします。

2点目、今よう分からなかったんですけど、小規模保育所の改修の工事が今年度いっぱいまでかかるという話なんですかね。それはいいんですかね。皆さんも分からんままに、もう今多分、0歳、1歳、2歳も多分結構申込み来てるんですけど、中身とかどんなんか分かってるんですかね、どういう施設でと。今のベッド1つでも結構皆さんどうなってんねんと言うのに、その辺理解されてはんのか。

# 增田委員長 井上部長。

#上こども未来創造部長 まず、改修のほうでございます。改修は当初、1月で終わるとかいうような話を聞いておりましたので、そちらにつきましては、もう一度詰めさせていただいて、今どこまで進んでるかというところと、あと当初聞いておりましたのは、1月頃に内覧会ができればというところも聞いておりましたので、現在この補助金の増額ではございますが、工事自体はもう進めていっておられますので、その進捗は確認させていただきたいと思います。あと、派遣の分でございます。課長のほうからプロポーザルと申しましたが、プロポーザルも1つの方法であると考えておりまして、例えばプロポーザルのよさはそれぞれの派遣会社の強みを言っていただけるというところにございます。しかしながら、確保をしたいというところがございますので、どういった方法で契約に結び付けていくかというところはしっかり検討して、市内でやっておられるところも聞き及んでおりますので、そういったところも参考にさせていただきながら進めてまいりたいと思います。

#### 增田委員長 杉本副委員長。

**杉本副委員長** もう言いっぱなしなんで、後でまた細かいことを言いますけども、僕はやっぱりこういう企業を相手にするんやったら、やっぱりもう長い時間かけて、これずっと続けるかどうか分からないですけども、いきなり今日ぱーんと行って、もういきなり用意してくれと、なかなかちょっと厳しいんかなと思うんで、だからもう結構前から言うてたんですけど、ほかの自治体はどんどんやり出して、もうちょっと遅れてんのかなと思ったりもするんですけど、でも今年も子どもたち、申込みいっぱい来てると聞いてますんで、しっかり対応していただいて、ちゃんとした企業と末永く付き合えるようにしていただきたいと思います。

あと、小規模保育所のほうなんですけど、僕もそう聞いとったんですけども、今の答弁と変わってきて、ちょっと工事遅れてるとかという話なのかな、ちょっと分かんないですけども、それ確認していただいて、我々も見に行くみたいな話になってたと思うんですよ。なっ

てなかったかな、僕、協議会か何かで言ったような気がしますけどね。まとめてじゃなくて 見に行けるようにしてくださいと言ってなかったですかね。ちょっと分かんないですけど、 覚えてないですけども、僕は見に行く気なんで、できるだけこの日にこういうふうにこうい う施設でというのはもう一回確認していただいて、もう次聞くのはまた先になるんで、また 個人的でもいいので教えてください。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村課長。

**吉村子育て福祉課長** 先ほどの梨本委員の質問の件で発言させていただいてよろしいでしょうか。 増田委員長 はい。

吉村子育て福祉課長 20ページなんですけれども、子育て世帯臨時特別給付金事業費の486万1,000円の件なんですけれども、こちらのほう、事務費となっておりまして、この事業をするに当たりまして、需用費、消耗品とか通信運搬費、システム改修費、口座振替の手数料等々の予算をこの事業で上げさせていただいて、実際、執行しましたら、これだけを国のほうに返還するというふうになりました。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、歳出の3款までの質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行っていただきます。

ここで暫時休憩します。35分再開でお願いいたします。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時35分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出の4款から6款までとその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。 質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 では、よろしくお願いします。

まず23ページです。新型コロナウイルスワクチン接種事業の備品購入費、庁用備品購入費 の500万円なんです。これ、何の備品を購入されるのか、説明をお願いいたします。

続きまして、24ページ、2項清掃費の塵芥処理費のところなんですけれども、まず可燃ご み処理事業の備品購入費、公用車購入費です。これ減額ですけれども、260万円減額されて いるのを、この内容を教えてください。

もう一つが、3つ目がその下の資源ごみ収集事業の修繕料1,090万6,000円、こちらの内容 についてもご説明願います。

以上、3点お願いします。

增田委員長 東理事。

東 保健福祉部理事 保健福祉部、東でございます。よろしくお願いしたいと思います。

ただいまの梨本委員の備品購入費で何を買うのかというお問いでございます。ご承知のとおり、今、政府におきましても、6か月、7か月、8か月、まだどれになるか分かってはおりません。それが前倒しして、今、8か月で私ども進めておりますけれども、6か月になった場合、かなりの接種者を見込んでおります。そうなってきますと、ゆうあいステーションと今、会場が新庄健康福祉センターを思っておりますけれども、新庄健康福祉センターのキャパシティーではちょっとしんどいのかなという部分も含めまして、要はご存じのように1回目、2回目、体育館で実施したとか、そういう経緯もございます。そのときに、やはり冬ですので、かなり体育館になりますと寒い。そういった場合に、ストーブ等の暖房器具を購入して万全の体制で接種を挑みたいというふうに思っております。

以上でございます。

增田委員長 白澤所長。

**白澤クリーンセンター所長** クリーンセンターの白澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず公用車購入費の減額でございますが、こちらは入札による金額の減少でございます。 それから修繕部分の理由でございますが、こちらは令和3年9月から10月にかけて行いま したクリーンセンターリサイクル設備用保守点検業務におきまして、高速回転破砕機に早急 に修繕を行わなければいけない箇所が見つかりまして、今回、補正予算を要求するものでご ざいます。

以上です。

#### 增田委員長 梨本委員。

**梨本委員** 1点目、庁用備品購入費のコロナウイルス対策の件、これからストーブ等の暖房器具が必要だということなんですけども、これ、ゆうあいステーションとか健康福祉センターとかはもともと暖房器具がありますよね。それ以外に臨時の会場とかで、これがストーブ等が必要ということですか。これ、どれぐらい買われる予定なんか、これからでしょうけれども、予算の関係なんですけれども、これが長くそれで使えるもんであれば私はいいかなと思うんですけれども、いっときだけ使って、その後なかなかそれを使用する機会もないということになってくると、無駄遣いにならないかなというそういう心配だけあるということだけお伝えしておきたいと思います。もちろん、接種される方の体調管理も含めて一生懸命考えていただいていると思いますので、その辺だけまたご配慮願いたいと思ってます。

2つ目、可燃ごみ処理事業の公用車購入費、これパッカー車ですね。当初が922万7,000円の当初の予算なんですね。そこからすると、260万円えらい下がったなと、えらい入札で下がったなと。これ1台だけかな。その辺、もう一回再度答弁いただきたいのと、一昨年の予算は八百七十何万円やったかなと思うんですよ。今、手元にあれなんですけれども、一昨年より今年の予算要求は少し増額されててこんだけ減額というのが何でやろうというところがあるんで、そこをもう一回説明をお願いします。

3つ目、修繕料、これは債務負担のあれには入ってないんですね。だから、言ったら可燃

ごみの処理に関しては債務負担で今はもうその中で修繕をやってもらってるけれども、資源 ごみのほうに関して言うと、今後、ベルトコンベアーであるとか選別ラインであるとか、それからこういった破砕機、これ破砕機は相当、私、お金かかると思うんですよ。こういう1 回のこういったシュレッダーとか、こういったものの刃の取替えとか修繕というのは結構かかるというのは分かってるんですけれども、どれぐらい見込まれてるのか。これ、今、4年で刃を1回交換という、見つかったと思うんですけれども、結構、この刃の修繕というと高いというのは私も知ってるんですよ。ですから、どれぐらい、今後計画的にやっていかれるのかなという、その辺の見通しを立てておられるんであれば聞かせていただきたいなというところです。

以上、3点お願いします。1点目も、言える……。もういいです。

**増田委員長** 算出根拠ぐらい言っていただいてもええかと。

梨本委員 そうですね。

**増田委員長** 何台で500万円になんのか、分からへんですか。枠だけ、結構です。

白澤所長。

**白澤クリーンセンター所長** クリーンセンターの白澤でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目の公用車の件でございますが、実際に前年度に買った時よりも予算額上がっております。これに関しましては、車両というか、このコロナ禍による部品の高騰というのもございますが、その性能自体も若干よくなってるということで金額のほうは実際には上がっておりましたが、今回、入札により1台のパッカー車ということで、これだけの落札額となっております。

それから、高速回転式破砕機のブレーカというもの、初期段階で物を破砕する部分なんですが、今、梨本委員が言っておられたように、かなりやっぱり年数によって摩耗が激しくなりまして、大体4年に1回ぐらいは交換しなければいけないというふうには聞いております。ただ、うちの場合、茶碗とか花瓶などの瀬戸物は破砕しておりませんので、同様他市等の施設に比べて年数としては比較的長く使用できてるかなとは思われます。

それから今後の見通しではございますが、先ほど説明しましたように点検を行いました。 その結果、粗方の予想は立ててはおりますが、今ちょっと手持ちの資料がございませんが、 定期的にその高速回転式破砕機のほうが4年に1回ぐらいは大きな修繕が入ってくる、その ほかあと梱包機とか、それからラインとか選別機、その辺の部分がございますので、詳しく はまた後ほど説明させていただければと思います。よろしくお願いします。

增田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

今、所長答弁、説明をさせていただいたのに、ちょっとだけ補足をさせていただきたいと 思います。重なる部分もあるかと思いますが、ご了承ください。委員のほうは、この破砕機 について特に詳しく知っていただいてますのでありがたいですけれども、一般的にご存じな かったらということで、ちょっと前置きとして説明させていただきます。

この不燃性粗大ごみと不燃ごみというのは、受入れヤードというところから、不燃ごみ系

受入れホッパ、投入口に投入をいたしまして、不燃ごみ系受入れコンベアーでこの高速回転式破砕機に入ります。ここで高速回転する破砕機で叩いて砕いて切断をして細かくして、破砕物搬送コンベアーで今度は磁力選別機、粒度選別機へと送り、可燃残渣搬送コンベアーを通して、アルミとか鉄とか可燃残渣としてそれぞれ次の処理工程に移します。この高速回転式破砕機のブレーカと呼ばれる部品、そしてボルト等、その周縁部品の交換、買換えでございまして、経年劣化により摩耗損傷した部品でございます。

経緯といたしまして、計画見通しということに関連するんですけれども、平成29年4月か ら使用し2年が経過した平成31年3月にこのブレーカライナを反転いたしました。翌、令和 元年は3年目に当たって3年間の瑕疵担保期間の終了年にありましたが、この年の10月の点 検報告では、このライナの摩耗というのは規定の範囲内でございました。先ほど言いました 平成31年3月にライナを反転したことから、次は交換となるということで、可能な限り使用 してまいりました。今年度、この高速回転式破砕機を含むリサイクル施設設備等保守点検を 実施させていただきましたところ、この部品等の買換えが必要となったというものでござい まして、この高速回転式破砕機はこういう感じになっておりまして、主に投入フード、爆風 ダクト、それから異物取り出し口とか、異物飛び出しシュート、あるいはこの今言ってるブ レーカ、それからシェル、チョークリング、それから搬出口、グラインダー、スイーパー、 ヘッドカバー、あるいはブレーカライナ、スイングアーム、主軸等、25の部品からなってお りまして、そのうちの投入物を攪拌する役目のブレーカと、ここに取り付けられたライナで 初期破砕の役目のブレーカライナというものを交換するものでございます。これは鉄アレイ とか砲丸投げの例えば鉄玉とかパチンコ玉とか、要するに鉄の塊が破砕するときに入ってし まったときに鉄と鉄がぶつかり合いますので、摩耗して消耗したり欠けたりするというもの でございます。同機はクボタ製で、高さ約3メートル30センチ、幅2メートル40センチ、奥 行き1メートル90センチ、重量は1.6トン、当初導入が1億4,500万円のものでございました ので、これを今回、刃の部分ですけれども、交換させていただくというものでございます。

#### 增田委員長 梨本委員。

**梨本委員** 部長、丁寧なご答弁ありがとうございました。よく分かりました。理解いたしました。

パッカー車の件なんですけど、入札でこんだけ下がったということは分かります。下がったのは、私も、ああ、よかったなというふうに思ってるんですけれども、当初の見積りが本当はどうだったのかなというところだけ、もう一度、予算に比べてというところがありますので、その辺だけまた確認していただけたらなと思ってます。

高速回転式破砕機、こちらのほうはもう説明もよく分かりました。もう前村部長、私の質問に前もって非常に準備していただいてたんだと思います。その件に関しては本当に必要なものだというふうに私も認識はしてますんで、ただ本当にこれ、使い方によって何年持つかというのは大きく変わってくると思うんですよ。ベルトコンベアー1つ、選別ライン1つ、こういった中身のことに関しても、どこまで止めてるときにメンテナンスがかけれるかというところはあるかと思うんですけれども、これは言ったら長期包括に入ってないわけですよね。となると、私、職員がやはり目で見て、しっかりとそういう確認を日々どれだけできる

かによって、この葛城市の資産がどれだけ長く持つかということが関わってくると思うんです。ぜひ、現場、今の委託業者に任せっきりにしないで、職員の目で何か異物がないか、日頃より変な音がしないかとかも含めて確認していただいて、大切に使っていただきたいなということだけ要望しておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 梨本委員の関連で1件と、もう一つお聞きします。23ページになります。4款衛生費、1項2目予防費の中の先ほどありましたコロナウイルスワクチン接種に関わる備品購入費ということで、体育館等で行うので冬場寒いということでストーブの購入をしたいということなんですが、そのご答弁の中で、台数がまだ決まってないと、私、あれっと思ったんです。先ほど、例えば磐城認定こども園のベッド数については四十数台、こういうものというふうにして大体予算を上げるわけですよ、見積りをしてね。そもそも台数が決まってなくて500万円枠取りだけでぽんと、これこういう予算枠の取り方をしてるんですか、葛城市では。これ、総務部に聞きたいんです。これ、幾ら何でも、理事のほうまで台数が上がってないのかもわからないけれども、議会に対して、いや、台数分かりませんと、ただ暖かくしたい、500万円ぽんと。リースはできないんですかとか、梨本委員の話を聞いてもそうですけれども、本当にこの期間だけだったら、あと保管も大変だし、次いつ使うか、非常にそのものが有効利用できるかいうこともありますので、普通リースで、それやったら短期間でやりましょうとか、そこら辺検討されたのかどうか。先ほどの質疑を聞いてて疑問に思いましたので、答弁をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、これは土木費に関係するところですけど、6款土木費の2項3目の 尺土駅前の周辺整備事業費ですけれども、ページ数で言うと28ページです。尺土駅前周辺整 備事業ということで、工事請負費ということで2,500万円の増額補正となってます。この内 容についてお願いいたします。

增田委員長 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 枠予算はあるものと思ってます。そもそも、今回のものは6か月で打つのか8か月で打つのか分からないので、今の台数で、どこで打つのかというのも決まってないんです。なので、台数というのは見込めないものと思っています。しかしながら、6か月でもできるようにある程度の枠を組んでおいて執行できるようにするというのは当然のことだと思っておりますので、枠予算というものは当然あるものだと認識しております。

增田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしくお願いします。

尺土駅前周辺整備事業の工事請負費の内容についてでございます。当初の橋梁設計において、橋梁の杭の施工法について既製杭工法となっておりましたが、橋梁設置工事の際の近鉄協議におきまして、軌道部への影響が極力少ないように場所打ち杭工法となることとなりましたので、工事費が増額するということになりました。具体的な工法につきましては、既製

杭の中堀り杭工法からオールケーシング工法という工法に変わったということでございます。 **増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 枠取り予算というのはあるということでありますけれども、葛城市のような非常に小さい 財政規模のところでありますので、できるだけある程度見積りを取って、6か月というふう にありましたけれど、ある程度予想を取りながら、これについてはやっぱりもうちょっとき ちっとした形で出していただきたいというふうに、これはもう要望申し上げておきます。枠 取りしたからそれを目いっぱい使うんだというふうなことのないようにお願いしたいと思い ます。

それから、土木費の尺土駅前周辺整備については、新たな工事ということではなくて工法 の変化による増額ということで、分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は2点お伺いをさせていただきたいと思います。

まず22ページの右の説明で言いますと、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で8,000 万円ほど上げておるんですけども、これの対象者は従来どおり16歳以上の方のみの事業費な のかどうかということをお聞きしたいということと、それともう一つは、28ページの社会資 本道路改良交付金事業費、説明で言いますと土地鑑定手数料、ここの内訳を教えてください。

#### 增田委員長 東理事。

東 保健福祉部理事 ただいまの松林委員のご質問にお答えをしておきたいと思います。

まず、対象者でございます。これ、1月から3月までを見ております。それで、約1万人でございます。

それで、これにはどういった方が入っているかということでございますけれども、3回目接種の方は18歳以上というふうになっておりますので、その方の分。それとあと12歳を迎えられる方、その方も1月、2月、3月にいらっしゃいます。それとあと、5歳以上の方、これはまだ未定でございますけれども、そういった方が入っておりまして、合計いたしまして1万人ということを見込んでおります。

以上でございます。

#### 增田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

社会資本道路改良事業の土地鑑定手数料、それの増額についてですが、兵家南今市線の交差点の改良事業に伴いまして対象用地が増加しました。2筆増加したことによりまして、その分は見込めておりませんでしたので、その分の増額ということでございます。

以上です。

#### 增田委員長 松林委員。

**松林委員** まず、兵家南今市線の道路法線の変更ということで、これ場所をお聞きしたいだけなんで すけども、場所がよう分からん。山麓線のところの交差点ですか。分かりました。

それと、先ほどの新型コロナウイルスワクチン接種なんですけど、これ5歳から11歳とい

う、この部分は接種するかどうかというのはまだはっきりせんのですか。その国の動向とか 分かれば教えて、まだ分かりませんか。準備はされておられるということ、分かりました。 もう結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 今もう松林委員がおっしゃったことは大体分かったんですけども、社会資本道路改良交付金事業費のところで、場所が私まず聞きたかったんで、今、お答えいただけたんで分かりましたけれども、その道路の東へ行く先のところが長らく通行止めになっていますよね、道路できてるにもかかわらず。恐らくは、私が議員になる前からの話で答弁されてるんかもわからん、ちょっと私、調べきれてないんですけど、あそこはなぜ開通しないんかというのを併せてお答えいただきたいなと思って質問を考えてたんですけど、その辺り答えられますか。

增田委員長 安川課長。

**安川建設課長** 以前の総務建設常任委員会であったかと思いますが、お答えはさせていただいておる 案件ではございます。南今市の部分、そこがクランクになってるというところにつきまして は、地区のほうから信号の設置要望がありました。ただ、信号を設置するに当たっては、旧 道のほう、南北の道の用地等を確保して交差点を広げる必要があるということになっており まして、それがなかなか用地の買収が進まずに今のような形になっているということで聞い ております。

以上です。

增田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。要は、信号設置のための用地確保ができないことが原因だということですよね。となると、今現状、この山麓線のところの交差点、信号ができて、あそこはこの南今市線から山麓線に流入するときに、非常に信号がないために行きにくかったんですけども、逆に信号ができると交通量が増えると予想されるんですよ。そしたら、今言ってるそのクランクになってる箇所が、ますます車の通過車両の台数が増えて危険になるんかと思うんですけども、やっぱり信号が原因かもしれへんけれども、何か解決策を考えてはるんか、もう信号の用地確保ができないからもうあのままですとおっしゃるんか、その辺りだけお願いします。

增田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

その件につきましても、兵家の地区に今のこの交差点の改良工事の説明に上がったときも、 その話というか、そういう要望が出ておりまして、警察にも協議させていただいております。 ただ、やはり信号というのは難しいというところがありますので、標示類を考えた中で南今 市地区に話を持って行って、それを解消できるかどうかという話を、兵家の交差点の計画が まとまるような形があればそのままそういう形があるということをもって南今市地区と協議 していきたいということでございます。

以上です。

增田委員長 奥本委員。

奥本委員 もう言いっぱなしで、分かりました。一応考えていただいているということで、できたら本当にもう長らく、造ったんはいいけど全然開通してなくて使われてないというのは、いろいろ意見も聞いてますんで、うまく運ぶようによろしくお願いしておきたいと思います。以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 谷原委員に関連して6款3目の尺土駅前の工事のことについてなんですけど、先ほど杭の ほうが変更になったということなんですけど、本来、設計をしてて、地耐力やら何やら全部 含めて検討してたと思いますねんけど、既製杭やったら、多分本数が多いけど、簡易的に本数が多分増えてると思うんです、既製杭のほうやったら。だけど、場所打ち杭やったら、多分1つで、本数は減るけども人工はちょっと増えて、工法としてはちょっと大変なんですよね。それを選ばれたというのは、近鉄との何かという話やったと思うんですけど、僕は思うんですけど、杭やってる途中で、例えば地中障害とかがあれば、その工法を変えやなあかんとかそういうのはあるんです。ただ、この近鉄とのもともとの話合いでそこをやるというのは分かってんねやったら、最初からこの工法というのをそこも含めて検討せんと、また急に変わって、これ変えやなあかんというのはわかります。そやけど、この辺をさらっと流すというのは、もっと前もってできること、予算として設計段階からできることじゃないんかなというところでございます。それはもう意見です。これから気を付けていただかんとあかんところかなと思います。

それと、あとちょっとお聞きしたいんですけど、7款の4目の災害対策費の、7款まだか。 ああそうか、6款か。またそのときに聞きます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

**杉本副委員長** 梨本委員と谷原委員との話聞いてて僕も聞きたいんですけど、23ページのコロナワク チンの対策の備品購入費、暖房、今、答弁聞いてる限りは、どこでやるか分からんし、人数 どれぐらい来るか分からんし、ほんで上げてますという話なんですけど、僕これどういう考 え方なんか分かんないですけど、この500万円というのは足りるんですか、逆にそれで。

增田委員長 東理事。

**東 保健福祉部理事** 足りるというふうに見込んでの枠取り予算でございます。

增田委員長 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 足りる目測はあるということですね。それを説明していただくことはできないんですか、今ある程度ざっくりと思ってしまうんですよ。僕は、えっ、足りるのと思ってしまうんです。僕、1,000万円やったら、なるほどと思うんですけど、体育館でもうどっと受け入れますから、もう来てくれはる人に暖房をバンバン入れますねんというんやったら、これ

1,000万円やったら何も思いませんが、500万円で足りるのと逆に思ってしまうんですけど、 もう足りるとおっしゃるんやったら、足りる公算できてるんやったらお二人の委員からの質 問でそれ答えてくれたらええと思うんですけども、足りるか足りひんか分かりませんと言わ はんのやったら、ああ、なるほどと思ったんですけど、まあまあ答えれんかったらいいです。 僕の意見です、これは。

增田委員長 溝尾副市長。

満尾副市長 このコロナの関係については、もう不十分なことが多いです。ですので、我々としても、予算の組み方として積み上げてやるという予算の立て方と枠を取るというやり方とあります。節内なのでそもそも流用には当たりませんけれども、全体の枠としてこれぐらいあれば足りるのではないかと。なので、個別の500万円で足りないというのも、もちろん足りるのではないかと。500万円は相当大きな金額なので、残り3か月の話ですので足りるのではないかという感覚は持っておりますが、全体として我々としてはこれであれば足りるのではないかというふうな見込みは立てておりますが、個別に積み上げで備品購入費で300万円なのかとか、200万円なのかという考え方でやってるわけでは今回はありません。我々の事業で、我々で全て決められることであればもちろん積み上げでやるのが当然だとは思いますけれども、こういう外部要因で不確定なものについては結構枠取りという考え方でやることが多いと私は認識しております。

增田委員長 杉本副委員長。

**杉本副委員長** 分かりました。そうなんです。そうなると、ほんならもう次は決算でちゃんと見てくださいということになると思うんで、決算を楽しみにしておきます。ありがとうございます。 **増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、歳出の6款までの質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。13時30分再開でお願いを申し上げておきます。

休 憩 午後0時06分

再 開 午後1時30分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳出の7款から歳出の最後までとその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。ないですか。

梨本委員。

**梨本委員** 昼からもよろしくお願いします。31ページ、教育費の学校管理費なんですけれども、小学校管理事業の需用費、光熱水費が250万円計上されてますんで、この内容について教えてください。

次が33ページ、これも同じく教育費の幼稚園管理費なんですけれども、償還金利子及び割引料で、子どものための教育・保育給付国庫交付金返還金、それから施設型給付費等県交付金返還金、これそれぞれ58万7,000円、21万7,000円が返還になってます。その理由について教えてください。

增田委員長 勝眞課長。

**勝眞学校教育課長** 学校教育課の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの梨本委員の1点目でございます。小学校費のほうでよろしかったでしょうかね。31ページ、小学校管理費の需用費、光熱水費の250万円の件でございます。こちら、光熱水費の中でも特に主に空調で使用しております都市ガス代が不足する見込みでございます。当初予算において計上しておりました額よりもちょっと上回るというような見込みを立てております。小学校5校分合わせまして250万円の補正予算ということで計上させていただいております。このコロナウイルスの感染防止のために、市内の幼稚園ですとか小学校、中学校におきましては、空調を常に稼働しながら各教室の窓を開けて換気をしていただいているというような状況でございます。そういった中で授業を行っていただいているということなんですけれども、今回は特に小学校におきまして予算金額に不足が生じているということがございますので、補正予算により対応させていただきたいと考えております。

2点目でございます。33ページの子ども子育て支援事業、こちらの返還金の件でございます。こちらは、子ども・子育て支援新制度移行分の私立の幼稚園の保育料の無償化分と副食費の免除分に対する補助金として交付を受けました令和2年度分の子どものための教育・保育給付交付金の国庫補助分の2分の1の分と、県費の4分の1の分について、基本的にはこちら翌年度の精算になりますことから、実績報告による交付額との差額を返還させていただくというものでございます。

以上でございます。

# 增田委員長 梨本委員。

**梨本委員** ありがとうございます。1点目なんですけど、小学校5校分ということなんですけど、これ中学校とか幼稚園とか、この辺、影響ないのか。同じように多分、空調を付けたままコロナ対策して授業されてると思うんですけれども、その辺、小学校しか上がってきてないんで、中学校とかその辺、確認だけさせてください。

返還金のほうなんですけど、これは磐城小学校附属幼稚園が認定こども園になった影響とか、そんなことではないですね。そういうことではないですね。分かりました。その確認だけです。1点目だけもう一回お願いします。

#### 增田委員長 勝眞課長。

勝眞学校教育課長 学校教育課の勝眞でございます。

今、お問いいただきました中学校分と幼稚園分ということでございますけれども、こちらのほうは予算額の中で納まるということで見込みを立てております。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 昼からもよろしくお願いいたします。

僕聞きたいのは、7款の4目、防災対策事業ということで126万円、これの事業内容をまず1点お聞きしたいのと、あと8款の2目で事務局費というので学校補助金事業で、この修

学旅行のキャンセルというのが出てるんですけども、この内容も教えていただけたらと思います。

增田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいま西川委員ご質問の7款の急傾斜地崩壊対策事業負担金の事業内容でございますが、こちらは急傾斜地区域内の対策として県が実施する事業でございまして、それに対して本来県が実施する中で、その事業費の負担を市町村等に求める中で、本市の場合は葛城市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例に基づき、そちらの負担金に関しましては受益者負担を全額負担いただくということで、その事業費の20%の負担金と、それに伴う事業費の5%の事務費、こちらは市が負担するものの内容として、その事業に対して、昨年、測量設計やらせていただいた中で、今年度工事を実施するに当たって、当初設計より追加工事が出たことで追加補正させていただいているものでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 追加の理由を聞いてはったんかな。事業は分かってあるけど、追加の。

竹本生活安全課長 追加の理由は、当初設計の工法としては法枠工法等で変更はございませんが、併せて昨年度実施したボーリング調査に基づき、法枠工法に伴い併せて鉄筋挿入工法が必要となって、その追加をするものでございます。その鉄筋挿入工で約900万円の追加となりましたが、それ以外の当初予定しておりました法面の型枠工法、防護柵工、排水構造物等の詳細設計により約300万円が減額となり、差引き600万円の追加ということで、それの20%の120万円プラス、その120万円に対する5%事務費26万円と併せまして126万円の追加となるものでございます。

以上でございます。

增田委員長 勝眞課長。

勝眞学校教育課長 学校教育課の勝眞でございます。

私のほうからは、修学旅行キャンセル料補助金につきましてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、中学校で実施を予定しておりました修学旅行が昨年に続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、当初の修学旅行は中止となりました。代わりの対応といたしまして、日帰りの校外学習の実施とされております。その際に発生いたしますキャンセル料につきましては、各旅行会社から修学旅行の契約責任者である学校長に対し請求がなされますけれども、保護者等の負担軽減を図ることを目的といたしまして、葛城市修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付要綱に基づきまして、学校長に対し補助金を交付するものでございます。キャンセル料が発生いたしますのは新庄中学校と白鳳中学校でございまして、今回この2校のキャンセル料はいずれも企画料分のキャンセル料となってございます。旅行業の約款上は、企画料は受注型企画旅行に含まれるものといたしまして、最大で1人当たりの旅行代金の20%までは旅行会社で受け取ることができるというふうになっておりますけれども、今回の2校が契約いたしました2社につきましては、企画料は1人当たりの旅行代金の1%または2%相当額の請求となってございますので、積算といたしまし

ては1人当たりの旅行代金の1%または2%相当額掛ける生徒数ということで金額が示されております。今回の企画料分のキャンセル料は、新庄中学校が571円掛ける238名で金額が13万5,898円、白鳳中学校が724円掛ける167名で金額が12万908円、合わせまして25万6,806円の補助額ということでございます。

以上でございます。

## 增田委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。まず、災害対策費用のほうというのは、VE(バリューエンジニアリング)とかいろいろ含めて600万円の追加が出たということで、それの20%、あとは県のほうで、市の負担としては20%の負担をされて126万円ということですけど、これさっき工法がいろいろ変わったとおっしゃってたんですけど、もうちょっと最初から設計の段階で分かってたことなんか、例えばもう突然それ出てきたんかというところの、いうたらもうどうしようもなくて出てきたんかいうところだけ教えていただきたいと思います。

それと、修学旅行については小学校のほうというのは特になかったんでしょうか。

### 增田委員長 勝眞課長。

勝眞学校教育課長 学校教育課の勝眞でございます。

小学校につきましては、もともとこの企画料といいますのが、企画料が明示された旅行から企画料が明示された旅行へ変更した場合は変更という形で旅行会社が受け入れてくださいまして、その分のキャンセル料は今回取られなかったということでございますんで、小学校のほうは、今申し上げましたように、当初、広島宮島方面ということで予定をしておりましたけれども、実際それは変更されたんですけれども、企画料が伴う旅行へ変更されまして、それをそのまま実施される、また今後ですけれども実施される予定があるということですので、その企画料に対するキャンセル料は発生しなかったということでございます。

以上でございます。

### 增田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

ただいまの西川委員のご質問で、こちらにつきましては県の事業実施主体でございまして、 そちらの詳細設計に当たり、ボーリング調査の結果を踏まえて鉄筋挿入工が必要ということ で、それによる追加で分かってきたものでございます。

併せて、先ほど増額の内訳の説明で1点誤りがありましたので訂正させていただきます。 受益者負担として600万円に対して20%の120万円と、それの120万円に対する事務費5%の 6万円の126万円になります。なお、その受益者負担20%に対する120万円につきましては受 益者負担ということで、受益者から別途負担金をいただくものでございます。

以上でございます。

### 增田委員長 西川委員。

**西川委員** 理解しました。県の事業のうちで市のほうで受益者負担という形で、そんだけのことやと。 県のほうでは、それがもともとボーリングがあったんか、ちゃんとしてたかというのは答え られへんということやと思います。小学校のほうも理解いたしました。ありがとうございま す。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** よろしくお願いします。ページ数で言うと30ページから31ページにかけてというふうになるんですけれども、8款教育費、1項2目事務局費の中であります。説明のところの事業説明でいきますと、学校情報化推進事業ということで24万5,000円、備品購入費ということで上がっておりますけれども、これがどういうものなのか。新たに買われるのか、既に買ってたんだけども足らずがあったから追加補正になるのかというのをお聞きしたいんです。

それから同じく8款教育費になります。ページ数で言うと32ページですけれども、3項中学校費の1目学校管理費の中です。これも事業説明のところでいきますが、一番上のところに中学校運営事業ということで、これも備品購入費ということで庁用備品購入費と、ごめんなさい。その下です。中学校管理事業の12節の委託料、校内通信ネットワーク整備委託料ということで63万8,000円が上がっておりますけれども、これも校内通信ネットワーク整備委託料ということで、これも新たに何かやろうとされるのか、それとも既にあるネットワークに対して何らかの追加が発生したのか。この内訳を、中身をお聞かせください。

### 增田委員長 勝眞課長。

勝眞学校教育課長 学校教育課の勝眞でございます。

私のほうからは、学校情報化推進事業の教材備品購入費24万5,000円につきましてご説明させていただきます。こちらにつきましては、公立学校情報機器整備費補助金を活用いたしまして、学校からの遠隔学習機能の充実を図るための事業として、学校から児童・生徒がいる自宅に対しましてICTを活用した学習指導等を行う際に、学校側にいる教員が使用する広角カメラですとかマイク等を購入するものでございます。現在は落ち着いてきているコロナウイルスの感染症でございますけれども、葛城市におきましても2学期当初は児童や生徒に感染者が急増いたしまして、また家庭内で感染者が出たことにより自宅待機が必要となるなど、児童・生徒がやむを得ず学校に登校できないといったことが多く発生をいたしました。これらの児童・生徒に対しましては、学習に著しい遅れが生じることがないよう、また非常時にあっても児童・生徒の学びを止めないようにということで、今後の感染拡大に備えるということを目的といたしております。

購入いたしますのは、小学校ではiPadを使用しておりますので、そのiPadを固定するホルダーと三脚スタンド、そして教員用の耳に付けますヘッドマイク、中学校のほうではこちらも数台のiPadがありますので、同じくタブレットを固定するホルダーと三脚スタンド、中学校ではChromebookを使用しておりますので、端末に取り付けるための広角カメラを購入したいと考えております。購入数量につきましては、小学校については先ほどの三脚スタンド、ホルダー、ヘッドマイク、それぞれ25台、各校5台ずつでございます。中学校は同じく三脚スタンドとホルダーと広角カメラ、これを6台、各校3台ずつ購入する予定をしております。

以上でございます。

增田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷原委員お問いの校内通信ネットワーク整備委託料の内容でございます。こちらにつきましては、新たに整備するものではなく追加整備になります。内容といたしましては、新庄中学校のほうにあるんですけども、現在、来年度に新庄中学校に入学する車椅子利用の生徒がいらっしゃいます。今、新庄中学校では普通教室が2階以上を利用させていただいておりまして、その生徒の学校生活を円滑に過ごせるよう、現在、未使用の1階教室2か所を普通教室として使用する予定でおります。その教室に必要な通信設備、校内WiーFi等を整備するものでございます。

以上でございます。

增田委員長 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。今おっしゃったところでは、1階に設置するために追加ということで、障がいをお持ちの方の入学に当たって整備ということで、よく分かりました。

最初の遠隔授業の件なんですけれど、これは今お聞きしたら新規なのかなと思ってしまったんですけど、これで足りるのかなと思ったんです。各授業をやると。各教室に本来1台あって、担任の先生とか小学校の場合だったらやりますよね。中学校は5台あったら、本来それぞれの教室に授業ごとにないと、遠隔で授業等をできないような気もするんですけれども、この運用が私、これ大事なことだから当然こういうふうに予算化していただいて、いざというときに自宅におられても学校の先生が自分の授業をカメラ撮って生徒にやり取りすると、そしたらもっと要るんじゃないかなと思ったんです。だから、ちょっと予算額としてもこれぐらいの規模なので追加かなと思ったりしたんですけど、これで十分なのかどうか、そこら辺をお聞きします。

增田委員長 勝眞課長。

勝眞学校教育課長 学校教育課の勝眞でございます。

今回、先ほど申し上げましたように、小学校にはそれぞれ各校5台ずつ、中学校には各校それぞれ3台ずつ購入するということで申し上げました。今回はコロナウイルス感染拡大の非常時の備えといたしまして、公立学校情報機器整備費補助金というのを活用して購入させていただこうと考えております。補助金の上限額が1校当たり3万5,000円という上限の中で、必要なものを準備することで予定しております。したがいまして、非常時におきまして毎時間全ての学年、全ての学級におきましてオンライン学習を行うといったことを想定して、今回の台数を購入するといったものではございませんでして、非常時のオンライン学習につきましては学校内において効率的かつ有効にご活用いただけるように準備をさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

增田委員長 谷原委員。

**谷原委員** 実際に機能するのかなと逆に思ってしまったんですけれども。先進的なそういうことを取り組む先生がまずあって、実績を積み上げながら、いざというときに活用できるように、本

当にやるんだったらもっと整備が必要だと思うんですけど、補助金の関係で今回これだけ導 入するということでありますが、分かりました。ありがとうございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 よろしくお願いします。31ページ、先ほど西川委員もおっしゃった修学旅行のキャンセル料、金額の内容については分かったんですけども、僕、奈良市で選挙の手伝いをしてるときに学生がいっぱいおったから、修学旅行かと聞いたら、そうやでと言ってたんです。今考えたら中学生なんか高校生なんか微妙に覚えてないんですけど、今年は修学旅行の話でどうなんのかなと。コロナ禍の中で甲子園でさえもう中止になって、もううーんと思いながら考えてたんですけども、大体、これ葛城市だけの話じゃなくて全国的な話なんで、他市、他県、修学旅行、どういう状況なんかというのを分かりますかね。例えばもう全部やってないんやったら分からんでもないんですけども、僕ちょっと耳にしたんは、ある市長は、もう今年は絶対行かしたりたいねんといって張り切ってたんです。どことは言いませんけども、どうなんですかね。全国的にその動きというのはつかんではるんですかね。

增田委員長 勝眞課長。

**勝眞学校教育課長** 全国的な動きというのはつかんでおりません。

以上でございます。

增田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 やってるところもあるかもわからないけども、全国的にやってないって、耳に入ってないということは、やってるところもあるかもわからんけどもやってないところもあるという、それぐらいのレベルだと思うんです。となると、先ほども申しましたけども、日本全国のことなんで、この葛城市が修学旅行をキャンセル、校外学習に切り替えた理由というか、判断の水準というか、例えば保護者の方とか、僕は子どもらは修学旅行は絶対行きたいやろなと思うんです。僕も薄く覚えてんのは、修学旅行の前の日、何か楽しかったなと、当日も楽しかったなと、一生の思い出やしと。先ほど言った甲子園とかもそうなんですけども、一生のもんなんで慎重な判断要るなと僕は思ってたんですけども。昨年とかやったら、まあまあコロナでねというのは分かるんですけど、今、収束してきて、言い方は悪いかもわかんないですけど落ち着いてきた状態の中で、今年キャンセルにした理由、例えば保護者の方々、先ほども言いましたけど、子どもたちの声も聞いて鑑みた上でキャンセルした明確な理由といったらおかしいかもわかんないですけども、理由というか、それを教えていただきたいです。

增田委員長 椿本教育長。

**椿本教育長** 明確な理由といいますか、特に中学校の修学旅行については、計画するときには3年前から、2泊3日で、今、通常でありますと本市の場合は沖縄でおおむね計画しているところでございます。小学校と違うのは、やはり中学校では進路を控えてるということで、どこまでその修学旅行の変更をかけることができるのかということで、特に本市の2つの中学校においては200人以上の規模と160人規模の中規模校、大規模校になるんですけれども、一旦変

更をかけますと宿泊できるホテルが非常に限られてくる、またはなくなってくる。特に、現在、このコロナ禍であると、バスの台数を確保することがなかなかできないということもありまして、中学校の中でも本当に最後まで修学旅行の変更をPTAとともに検討もしながらアンケートも取りながらやった中で、今年度においては9月の中旬、この頃はまだコロナが非常に陽性者も出てる時期でしたので、その時点で日帰りにおける修学旅行に変更されたというような経緯がございます。県内の各市においても、日帰りで実施しているところもあれば1泊行かれたところもあるんですけども、一概に学校規模とか行き先いろいろ検討されての実施だとは思うんですけども、本市の場合においてはそういった判断の下で10月に日帰りで修学旅行を両校とも実施していただいたというような運びでございます。

增田委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ありがとうございます。今さら言ってもというところもあって、僕、後悔してるのは、もっと前から提案しておけよと思ってるんですけど、そういった中でそういった判断でやっていただいたんですけど、これからもその辺慎重に、今お聞きした理由で、ああ、なるほどなとある程度ビジョンは見えたんですけども、その中でも、例えば今、お話合いの中でどんな提案があったのかとかも、ほかにも提案があったと思うんです。1泊で行くとか、こういうふうにしたらいいんじゃないのといろいろ話合いをした中身をもっと前から知っとって、そういう声を聞いておきたかったなという反省もあるんですが、また今後、来年はどうなってるか分かりませんけども、ぜひ子どもたちのために頑張っていただきたいと思います。以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 2点お伺いいたします。まず1点目は、先ほど谷原委員からもご質問ありましたけども、8款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の、ページ数で32ページの12節の委託料のところです。校内通信ネットワーク整備委託料のところ、ここなんですけども、これ教育総務課でやってはりますよね。従来、学校のネットワークの管理は学校教育課のところで予算を計上されてたかと思うんです。それと、ここでネットワークの整備委託というんで、特にルーターの下のセキュリティーの設定をいじるに当たっては、これ部署が違う人がやると都合が悪いんじゃないかと。従来、学校教育課のほうでネットワークのほうを管理されてて担当の方も動いていらっしゃったかと思うんですけども、これが何でここだけ教育総務課に入ってるのかというのがまず1点。

それと、それから戻って31ページ、教育総務費の27節の繰出金の中の学校給食特別会計繰出金です。これ、マイナスにはなってるんですけども、3月の当初予算の際に、給食費の材料費負担をいつまで続けるのかというお問いをされた委員がいらっしゃって、そのときのご回答で、給食運営委員会で法的意味も含めて説明していくというふうに答弁されてますけども、その辺どういう形で対応されているか、説明をされているのか、この2点お願いします。

增田委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。よろしくお願いします。

奥本委員お問いのネットワーク整備委託料の件でございます。こちらにつきましては、書いてますとおり、教育総務課で整備のほうをさせていただいております。こちら、GIGA スクール構想の中でネットワーク部分と電源保管庫と、昨年度整備のほうをさせていただきました。その施設部分については教育総務課のほうで担当させていただいてまして、パソコン等、備品関係は学校教育課のほうでさせてもらってます。実際にネットワークの管理とかというのは学校教育課のほうで担当させていただいている実態ではあるんですけども、こちらについては教育総務課の担当という形でさせていただいております。

もう1点の学校給食特別会計繰出金の件についてなんですが、こちらにつきましては学校 給食特別会計のほうでまた詳しく説明があると思いますので、そちらのほうでお話しいただ けたらなと思います。

以上でございます。

增田委員長 奥本委員。

奥本委員 まず1点目のネットワークの設定、要するにこれ私、今、理解が足らんかったんか分かりませんけど、GIGAスクール構想の備品購入のところを担ってらっしゃるということで、細かな運用のほうの設定に関しては学校教育課という理解でいいんですね。分かりました。それから、もう1点のほうは学校給食特別会計のほうでまた質問させてもらいます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、これで一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。 議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。 谷原委員。

**谷原委員** では、討論に参加させていただきます。私は、令和3年度葛城市一般会計補正予算(第4 号)について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算につきましては年内に5万円の給付を18歳以下の方にするという予算が組まれており、これは本当に必要な予算だと私も思っております。これにつきましては、市長がおっしゃったように、追加補正も含めて年内に10万円払うというご答弁がありました。こういうことがなければ、それこそ議会としても修正案を出して期待に応えるべきところですので、大いに歓迎したいと思っておりますが、まずこの点について、日本共産党としては18歳以下というふうに区切られてることに私は問題があると思っております。子育て世帯という点で言えば、大学生をお持ちの家庭が大変困窮しておられるんです。とりわけ、大学生が高い学費と、それから自宅通学だったらいいんですけれども下宿等で、アルバイトがコロナで失われるということの中で非常に大学生の退学者が増えております。高校までだと何とか自分の家計でやりくりできるけれども大学に入るとそれが非常に難しいということで、私としては、今、政府のほうで1兆2,000億円の地方創生臨時交付金が補正で措置されるようですから、自由に使えるお金でもありますし、先ほどあった所得制限の問題もこの点について

あります。ぜひこの点を考えていただくことを求めまして、あえてこの点については反対させていただきます。

2つ目でありますけれども、債務負担行為の問題であります。保育士が不足してるという ことで、この間、大変、原課にあられましては努力を重ねていただきました。本当に離職が 職場の人間関係にあるというのは、これは全国的にもそういう結果が出てるんですが、本当 に丁寧に聞き取り調査をしながら職場改善をやっていただいて、今日も井上部長のほうから ありましたように、本当に葛城市は働きやすくなってるというふうな評価もいただいてるよ うですし、本当に原課としては努力していただき、会計年度任用職員を確保するためにハロ ーワーク、それから各保育の学科がある学校にも訪問されたり、あるいは保育の資格を持っ てる方々、この掘り起こしでぜひ働いてほしいという働きかけとか、本当に努力されてるこ とよく分かるんです。その上で、もう本当に次年度、認定こども園で新たに保育士を大量に 必要とするということから派遣事業のほうにお願いするということ、これ私は最終的な判断 でされた、苦渋の決断であっただろうと思います。したがって、本来なら頑張ってください ということで認めたいところなんですが、私としては根本的な解決にならないということな んです。もう全国的に保育士が不足しております。これは厚生労働省の資料によりましても、 要は保育士として登録されてる方は、実際に働いている方の3倍おられるんですよ。じゃあ なぜその方たちが保育士として働けないのか。これは、全産業の平均賃金よりも5万円低い んですね、保育士の賃金が。しかも、今、待機児童で大変苦しんでるところから、不足の中 で保育士の働き方の中で非常に仕事量が増え長時間労働になっている。このことが非常に保 育士に成り手がいないという状況になっていますし、コロナの中で、保育事業については学 校と違って、共働きの親御さんの働きを支える、まさに社会を支えるために、看護師ととも に、まさにコロナの最前線で社会を支えていかなければならない仕事です。しかも、お子さ んとの関係では必ず密になりますから、そういう中で非常に奮闘されてきたこの保育士が、 実際には全産業よりも平均賃金が5万円も低いと、これは労働市場に寄ってないからなんで す。本来、これが保育士が労働市場に委ねられていたら、不足してるわけですから、当然、 賃金は上がっていきます。上がっていってどこかで需給バランスが取れるわけなんですが、 基本的に保育士の賃金は公定価格です。政府が決めております。したがって、この間、様々 な要望があって保育士の賃金を上げろと、国民の声が上がりました。団体の声もあったと思 いますが、月9,000円上げるというのが今の政権なんですね。一桁少ない。もっと上げてほ しい。これではなかなか保育士不足解消しないんじゃないかなということになります。先ほ ども紹介しましたように、東京都では東京都知事が待機児童解消のために月8万円上乗せし て宿泊所も用意して確保しました。しかしながら、そういうことをしますと、地方で保育士 が足らなくなって待機児童が増える。葛城市は民間の保育事業者もいらっしゃるわけですか ら、葛城市が自らの保育を保育士を確保するために高く賃金を上げるわけにいかない状況に あるわけですね。そういう厳しい状況の中で、本当に地方が苦労してるのは、これはあくま で国が順序を間違えたからなんです。保育士の待遇改善と保育施設の拡充を先にやって、そ して保育料無償化にすれば問題は起きなかった。このことは当時から保育関係者が指摘して

たところであります。したがいまして、私としては、地方からやっぱりこれじゃああかんと、やっていけないという声を上げなければいけないと思うんです。もちろんこれは全国市長会なども要望されてると思いますけれども、私としては現場では非常に頑張っておられますけれども、大きな視点から見て、こんな派遣事業で頼らなければならないという非常に危うい状況、こうしたことは何としても改善しなければいけない、そのためには国を動かさなければいけない、そういう思いで、今回、原課では頑張っておられることは分かりますけれども、反対というふうにしたいと思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 私は、議第69号、令和3年度葛城市一般会計補正予算(第4号)につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

総論としまして、今回の補正予算、内容を拝見いたしまして、国庫金や県補助金の返還とか多数見受けられたわけなんですけども、中には会計検査院の指摘があって、間違った理解の上、事業を運営してたんで返還するに至ったというのもございました。ただ、その辺りについては、今後、事務のところ、要綱等をしっかり確認した上で運用していただくということは、これはもう当然のこととしてお願いした上で賛成をさせていただきます。

まず、現状におきましては、新型コロナウイルス感染症の第5波がようやく収束というか、落ち着いておりまして、少しずつ我々は日常生活が戻ってきております。社会生活においての制限が長期間続いてる中で、非常に苦しい生活、特に子育てしておられる世帯に対しまして、国が年内支給を目指している子育で世帯臨時特別給付金、これが半分ですけども、約3億5,600万円本予算に盛り込まれました。また、新型コロナウイルスワクチンの第3回目の接種等の費用として約9,244万円、それと教育現場への予算という形で、中学校の階段昇降機購入費166万円、コロナ禍において授業の停滞を防ぐための策として遠隔授業に必要な機器の購入というのも計上されておりまして、このGIGAスクール構想で1人1台配付された端末を有効活用しようという趣旨が見受けられております。今現状、葛城市の現状は、やっぱり全国的なコロナの影響で、待機児童問題、庁舎の再編、尺土駅前整備事業等、問題、課題がなかなか解決できず積み残しが山積している状況ですけども、本予算において、やはりその中の解決策として、保育士派遣業務の債務負担行為等、いろいろこれから改善していこうという内容が見受けられます。

先ほども申しましたように、いろんな国の施策を十分読み込んでしっかり執行していただくということをお願いした上で、議第69号については賛成とさせていただきます。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第69号議案を採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君 の起立を求めます。

#### (賛成者起立)

**増田委員長** 起立多数であります。よって、議第69号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

ここで職員の入替えを行いますので、よろしくお願いいたします。

(理事者入替え)

**増田委員長** それでは次に、議第70号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。

議第70号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申 し上げます。補正予算書の1ページをお願いします。

まず第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万6,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,623万6,000円とするものでございます。

事項別明細書となっております3ページをお願いします。

下の2、歳出からご説明申し上げます。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目 償還金といたしまして、22節償還金利子及び割引料におきまして、令和2年度国民健康保険 保険者努力支援交付金の超過交付分の返還に要する費用といたしまして、123万6,000円の追 加でございます。これは、要するに国庫支出金の精算に伴うものでございます。

次に上の1、歳入の説明でございます。 6 款 1 項 1 目繰越金におきまして、1 節前年度繰越金で123万6,000円の追加でございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第70号議案を採決いたします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** 異議なしと認めます。よって議第70号は原案どおり可決することに決定をいたしました。 次に、議第71号、令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第71号、令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算 (第2号)につきましてご説明申し上げます。お手元の補正予算書1ページをお願いいたし ます。

歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ ぞれ59万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,799万8,000円と するものでございます。

事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございます。1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、8節旅費で6万8,000円の増額、12節委託料で66万円の減額でございます。次に2款保険給付費で、1項給付諸費、2目介護予防サービス等諸費、18節負担金補助及び交付金、及び3項1目高額介護サービス等費、18節負担金補助及び交付金につきましては、各節内において差引しており、増減はございません。次に3款でございます。地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費、及び3項の包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談・権利擁護事業費と2目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、庁舎再編に伴う旅費の補正でございまして、目内及び節内において差引しており、増減はございません。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節の現年度分特別徴収保険料で72万円の減額、同じく2節現年度分普通徴収保険料で8万円の減額でございます。新型コロナウイルス感染拡大に伴う収入減少等による介護保険料減免措置に伴う合計80万円の保険料を減額するものでございます。この保険料の減額分を補うため、国からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い収入減少等による介護保険料減免措置に基づく特別調整交付金としまして、3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目特別調整交付金、1節現年度分で19万円の増額と、1段飛ばしまして一番下のところに、7款繰入金、2項基金繰入金、1目1節の介護給付費準備基金繰入金で61万円の増額としまして合計80万円とし、介護保険料の減免による減額と同額となるよう繰り入れております。1行戻っていただきまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金で59万2,000円の減額につきましては、先ほど歳出でご説明しました認定調査等費の減額分でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第71号議案を採決いたします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** 異議なしと認めます。よって議第71号は原案どおり可決することに決定をいたしました。 次に、議第72号、令和3年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決について を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題になっております議第72号、令和3年度葛城市学校給食特別会計補正予算 (第2号)についてご説明申し上げます。お手元の補正予算書、まず1ページのほうをお願 いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ655万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,742万4,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。まず歳出のほうでございます。 1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費の人事異動に伴う人件費分で655万1,000 円の減額でございます。

次に戻っていただきまして4ページ、歳入の説明でございます。2款繰入金、1項他会計 繰入金、1目一般会計繰入金で1節一般会計繰入金716万4,000円の減額でございます。また、 3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で、1節前年度繰越金といたしまして61万3,000円の 追加でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いたります。

- **増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。 奥本委員。
- 奥本委員 先ほど一般会計のほうで質問しましたけども、ここに人件費という形で見てるんですね、 繰入金のほう。当初予算のときに、この一般会計のほうでさっきの質問が出てました。特別 会計繰出金ということで、そのときはプラスだったんですけども、要は学校給食法で材料費 は保護者のほうで負担していただくという法律がありまして、当初予算から給食費の材料費 負担の補助をいつまで続けるのかという質問が当初予算時のこの委員会でございまして、そ のときに、給食運営委員会で法的意味を含めて説明していくというご答弁がございました。 そこのところを現状どういう対応があったのかということをお聞きしたいと思います。
- **増田委員長** 若干、本予算とは乖離してますけども、答弁できる範囲内で結構でございますけれども、 お願いします。

吉井部長。

**吉井教育部長** ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

この内容につきましては、申し訳ありませんが、今のところまだ正確な答え、報告をいただいておりませんので、またそれが出次第、報告させていただくようにします。よろしくお願いします。

增田委員長 奥本委員。

**奥本委員** この本補正予算と若干離れてるところで申し訳ないですけれども、ただこの給食費のとこ ろに関しては、特に未納も絡んで、監査委員からも再三この辺の注意が出ております。一方 で、今回はコロナのこともあって補助を入れてるのは間違いないんですけども、それ以上に、 やはり現状、保護者のほうの負担を減らすという意味で入れてるところの金額、プラスアル ファとして本来払うべきところを払ってない方がやっぱり相当数いらっしゃって、過去に遡 っても遡れない数字もあるみたいな感じです。これまでの予算特別委員会の中でも、未納は 幾らやと質問された委員がいらっしゃって、その都度数字の説明されてるんですけれども、 実際問題として、ある学校のほうの未納の数字が全然把握できてないとかいう事実もこの間 分かりましたので、やはりその辺、誰がそれを管理してるんかというところがどうも曖昧な んです。これはもう本当に保護者の負担という法律がある以上、それを誰かが督促して回収 しないといけないんですけども、その担当が曖昧なまま、学校の先生がやるんか、学校給食 センターがやるんかというところもはっきり線引きできてなくて、実際それができるんかど うか。既にもう卒業されて何年も経って、中には葛城市にはいらっしゃらない世帯もあって、 それをいつまでも宙ぶらりんにしておくというのもできないと思います。自治体によっては、 不納欠損扱いにするような条例も制定されてるところもありますし、つい最近、千葉県の木 更津市なんかは、その回収を弁護士に委託するという事業を起こされておりまして、もうそ れで弁護士費用を充分賄った上で回収できたという事例もございます。どこかで誰かが何か の手を考えていかないといけませんので、その辺も解決しながら、この一般会計からの繰入 れをどの程度がいいのかどうかということも含めてご検討をまたお願いしたいと思いますん で、またいろいろ状況が分かりましたら教えてください。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第72号議案を採決いたします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** 異議なしと認めます。よって議第72号は原案どおり可決することに決定をいたしました。 次に、議第73号、令和3年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてを議 題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部長の井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第73号、令和3年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号) につきましてご説明申し上げます。今回の補正内容につきましては、人事異動などに伴う人 件費の補正を行うものでございます。それでは、予算書1ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出におきまして、支出の部、1款水道事業費用、1項営業費用で39万7,000円を追加し、水道事業費用の総額を6億8,046万円とするものでございます。2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で61万3,000円を追加し、資本的支出の総額を4億819万8,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入が資本的支出に対し不足する額3億4,892万7,000円を3億4,954万円に改め、補てん財源のうち建設改良積立金1億8,528万8,000円を1億8,590万1,000円に改めます。3ページに移りまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費6,133万7,000円を6,184万5,000円に改めます。

次に予算明細書におきましてご説明申し上げますので、8ページにお進みください。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で43万6,000円の減額、2目配水及び給水費で5万5,000円の追加、3目受託工事費で99万7,000円の追加、4目総係費で21万9,000円の減額でございます。9ページに移りまして、1款資本的支出、1項建設改良費、1目浄水設備費で33万4,000円の追加、2目配水設備費で27万9,000円の追加でございます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第73号議案を採決いたします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** 異議なしと認めます。よって議第73号は原案どおり可決することに決定をいたしました。 次に、議第74号、令和3年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてを 議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第74号、令和3年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。今回の補正内容につきましては、人事異動などに伴う人件費の補正を行うものでございます。それでは、予算書1ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、1款下水道事業収益、2項営業外収益で78万9,000円を追加し、下水道事業収益の総額を12億4,454万3,000円とし、支出の部、1款下水道事業費用、1項営業費用で70万4,000円を追加し、下水道事業費用の総額を12億819万5,000円とするものでございます。2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で8万5,000円を追加し、資本的支出の総額を9億268万8,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億2,848万1,000円を4億2,856万6,000円に改め、補てん財源のうち当年度利益剰余金処分額2,997万円を減債積立金2,297万4,000円、当年度利益剰余金処分額708万1,000円に改めます。第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費4,578万1,000円を4,621万4,000円に改めます。3ページに移りまして、第5条、他会計からの補助金といたしまして、6億2,310万7,000円を6億2,389万6,000円に改めます。第6条、利益剰余金の処分におきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てんとして使用いたします利益剰余金の処分額2,997万円を708万1,000円に改めます。

詳細につきまして、予算明細書を用いましてご説明いたします。8ページをお願いいたします。1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金で78万9,000円の追加でございます。9ページに移りまして、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費で82万2,000円の追加、4目総係費で11万8,000円の減額でございます。10ページにお進みください。1款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道建設費で8万5,000円の追加でございます。以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第74号議案を採決いたします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

# (「異議なし」の声あり)

**増田委員長** 異議なしと認めます。よって議第74号は原案どおり可決することに決定をいたしました。 以上で、本委員会に付託をされました議案の審査が全て終了いたしました。 ここで委員外議員から発言の申出があれば許可をいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようでしたら、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたりましてご審議を賜りましてご苦労さんでございます。この後、本会議を開いていただいて速やかな給付金の給付の手続を図っていただきたいというふうにお伺いをしておりますので、よろしくこの後もお願いを申し上げておきます。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時33分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 増田 順弘